

参 考 资 料

資料 1-1 文化財保護法改正の概要（文化庁）

資料 1-2 文化財保存活用地域計画等の策定に関する指針概要（文化庁）

資料 1-3 文化財保存活用地域計画レイアウト案（文化庁）

資料 2-1 大阪府文化財保存活用大綱概要（大阪府）

資料 2-2 第4次交野市総合計画基本構想と実施計画書 抜粋（交野市）

資料 2-3 市長戦略 2019-2022 抜粋（交野市）

資料 2-4 交野市教育大綱 2020～2024年度 抜粋（交野市）

資料 2-5 交野市生涯学習基本計画と教育施策 抜粋（交野市教育委員会）

資料 2-6 交野市学校教育ビジョン 抜粋（交野市教育委員会）

資料 3-1 交野市都市計画マスターplan 抜粋（交野市）

資料 3-2 交野市産業基本計画 抜粋（交野市）

資料 3-3 交野市地域防災計画 抜粋（交野市防災会議）

資料 3-4 交野市業務継続計画 抜粋（交野市）

資料 4-1 交野市内指定文化財一覧

資料 4-2 交野市文化財関係出版物一覧

資料 4-3 文化財講演会・展示会一覧

資料 5 交野市文化財保存活用地域計画作成スケジュール

資料 6-1 交野市文化財保護条例・規則

資料 6-2 交野市文化財審査委員会委員名簿

資料 6-3 文化財保護法抜粋

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の減少や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる 【第183条の2第1項】
- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】
【計画の認定を受けることによる効果】
 - ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
 - ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市ののみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる
【第192条の2、第192条の3】
- ④ 各々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し
【計画の認定を受けることによる効果】
 - ・国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる
【第53条の2第1項等】
 - ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出など手続きを弾力化
【第53条の4等（税制優遇（は税法で措置）手続を簡便化）】

- ⑤ 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る
【第31条第2項等】
- ⑥ 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し
【下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を設置とする【第190条第2項】】
 - ① 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くこととする
【第191条第1項】
 - ② 文化財の罰則の見直し
【重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等】

- ⑦ 地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする
【地教行法第23条第1項】
- ⑧ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正
【施行期日】 平成31年4月1日

- ⑨ 成立 平成30年6月1日
- ⑩ 公布 平成30年6月8日

改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の強化を図る。

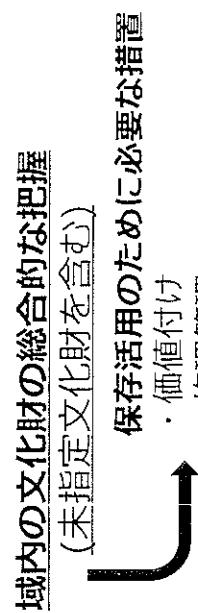
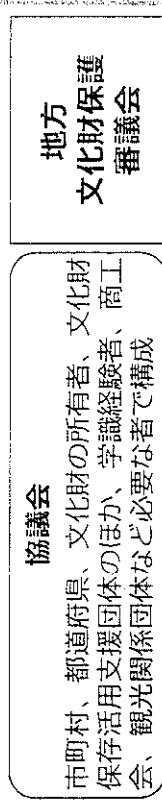
① 地域における文化財の総合的な保存・活用

国（文化庁長官）

都道府県：大綱の策定

- ・域内の文化財の総合的な保存活用に係る取組の方針、広域区域ごとの取組、小規模市町村への支援等

市町村：地域計画の策定



文化財保存活用支援団体：市町村は地域計画に記載された保存活用のための措置と活動方針が合致する民間団体を指定し、民間も含めた地域一体での文化財継承へ

- ・国の認定を受けた計画には2つの効果

町村への一部事務の権限移譲
(認定町村における円滑な計画の実施)

国に対する登録文化財の提案
(ボトムアップでの未指定文化財の保護の促進) 3



②個々の文化財の確実な継承(に向けた保存活用制度)の見直し

○個別の文化財の保存活用計画の国の認定

国：文化庁長官

認定

所有者・管理団体：保存活用計画の作成

「〇〇〇家住宅」
保存活用計画

「〇〇〇城跡」
保存活用計画

【計画の認定を受けることによる効果】

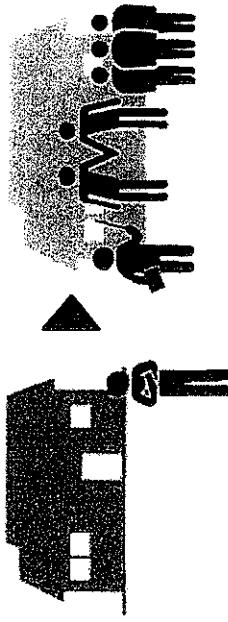
- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるよう要件拡充する

所有者単独で保存活用の取組

所有者の取組を積極的にサポート



③地方文化財行政の推進方強化

- ・地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一體性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、**条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする**

- ・ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となつている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・ 保存活用計画の策定等に関する指針【概要】

指針の位置付け

平成30年の文化財保護法（以下「法」という。）の改正により、新たに制度化された（1）都道府県による文化財保存活用大綱の策定、（2）市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定、（3）市町村による文化財保存活用支援団体の指定、（4）所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等に関して、その作成・推進等が円滑に進むよう、作成等に当たっての基本的な考え方や具体的な記載事項、留意事項等を示したもの。

指針の主な内容

1. 文化財保存活用大綱

- 大綱は、各都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるもの。
- 大綱には、以下に掲げる内容を基本的な記載事項として定める。
 - ①文化財の保存・活用に関する基本的な方針、②文化財の保存・活用を図るために講ずる措置
 - ③域内の市町村への支援の方針、④防災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制
- 策定の際は、文化財の専門家や所有者、民間団体関係者、市町村の文化財担当者等の意見を聴くとともに、関係部局と情報共有を図るなど適切に連携することが望ましい。

2. 文化財保存活用地域計画

- 地域計画は、各市町村が自指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン。
- 地域計画には、以下に掲げる内容を記載事項として定める（法第183条の3第2項各号）。
 - (第1号関係) [当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針]
 - ①当該市町村の概要、②当該市町村の文化財の概要、③当該市町村の歴史文化の特徴、
 - ④文化財の保存・活用に関する課題、⑤文化財の保存・活用に関する方針
 - (第2号関係) [⑥当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置の内容]
 - (第3号関係) [⑦当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項]
 - (第4号関係) [⑧計画期間]
 - (第5号関係) [文部科学省令で定める事項] ⑨文化財の保存・活用の推進体制等
 - (その他、必要に応じて任意で定めることができる事項)
 - ⑩関連文化財群に関する事項、⑪文化財保存活用区域に関する事項、⑫認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容、⑬その他の事項
- 作成の際は、協議会を設置して多様な関係者の意見を踏まえることが望ましい。協議会には、都道府県、市町村の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できる。また、地方文化財保護審議会の意見聴取を行うほか、パブリックコメント等により住民意見の反映に努めることが必要。
- 文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要（法第183条の3第5項各号）。
 - (第1号関係) [当該地域計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること]
 - ・計画期間内に実施すべき措置が盛り込まれていること
 - ・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること
 - (第2号関係) [円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること]
 - ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
 - ・措置の実施スケジュールが明確であること
 - ・認定を受けた場合の事務処理の特例の適用を希望する場合には、当該事務の実施に必要な人員の配置など適切な実施体制が確保されていること
 - (第3号関係) [大綱が定められているときは、当該大綱に照らして適切なものであること]

3. 文化財保存活用支援団体

- 支援団体は、市町村が地域の民間団体と連携・協力していくパートナーシップを結ぶことにより、地域の多様な主体を文化財に関する各種施策の推進主体として位置付けたもの。
- 支援団体には、文化財の保存・活用に取り組む社団法人、財団法人、NPO法人、営利団体（民間企業等）、法人格を持たない任意の団体などが指定されることが考えられる。
- 指定の際は、定款や事業計画書、財務諸表等により、団体の組織・資金等の面を確認することが必要。また、市町村と支援団体は適正な役割分担のもとに円滑に連携するため、定期的に意見交換の場を設けるなど、認識の共有を図りながら取組を進めることが望ましい。
- 個人・法人が重要文化財や重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を一定の支援団体に譲渡する場合、譲渡所得の課税の特例等を受けることができる。

4. 保存活用計画

- 保存活用計画は、個々の国指定文化財及び登録文化財を対象に、所有者・管理団体等が作成する保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画である。
- 保存活用計画には、文化財類型に応じた記載事項を定める。

【重要文化財（建造物）の場合】

（当該重要文化財に関する基本的な事項）

- ①当該重要文化財の名称・所在地等、②当該重要文化財の所有者・管理団体等、
③保存活用計画の対象とする区域、④当該重要文化財の概要・価値等

（当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

- ⑤保存の現状と課題、⑥活用の現状と課題、⑦保存管理に関する事項、⑧環境保全に関する事項、⑨防災・防犯に関する事項、⑩活用に関する事項、⑪保護に関する諸手続

（計画期間）⑫計画期間

（必要に応じて任意で記載する事項）

- ⑬現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）に関する事項、
⑭修理に関する事項

- 作成の際は、地方公共団体の文化財担当部局や文化財の専門家等の指導・助言を求めたり、意見を聴きながら作成されることが考えられる。

- 文化庁長官の認定を受けるには、以下の基準を満たすことが必要。

（保存活用計画の実施が文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること）【全類型共通】

- ・文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
・それらが文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること）【全類型共通】

- ・措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
・措置の実施スケジュールが明確であること

（大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること）【全類型共通】

- ・保存活用計画の内容が大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

（現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

- ・現状変更等の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財】

- ・修理の実施方法等が明らかであることや、文化財が毀損するおそれがないことなど

（公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が省令で定める基準に適合するものであること）【重要文化財（美術工芸品）、登録有形文化財（美術工芸品）】

- ・当該寄託契約に、寄託先美術館・博物館で当該美術工芸品を適切に公開する旨の定めがあることや、5年以上の期間にわたって有効な契約であることなど

目 次

序章

1. 計画作成の背景と目的
2. 計画期間
3. ●●町文化遺産（仮）の定義【任意】

第1章 当該市町村の概要

1. 自然的・地理的環境
 - 1-1 ●●●町の位置・面積
 - 1-2 地名
 - 1-3 地形・地質
 - 1-4 気候
 - 1-5 生態系
 - 1-6 景観
2. 社会的状況
 - 2-1 人口動態
 - 2-2 産業
 - 2-3 土地利用
 - 2-4 交通
3. 歴史的背景
 - 3-1 先史
 - 3-2 古代
 - 3-3 中世
 - 3-4 近世
 - 3-5 近代
 - 3-6 現代

●第1章と第2章の内容を前提として、第3章の歴史文化の特徴や第5章の関連文化財群のストーリー・文化財保存活用区域のエリアを記載する。

●そのため、第1章及び第2章には、歴史文化の特徴や第5章の関連文化財群・文化財保存活用区域に関する事項を中心に記載すること。

第2章 ●●町の文化財の概要と特徴

第3章 ●●町の歴史文化の特徴

第4章 文化財の保存・活用に関する方針

1. 既存の文化財調査の概要
2. 文化財の保存・活用に関する課題
3. 地域計画の位置付け
4. 文化財の保存・活用に関する方針
5. 計画の進捗管理と自己評価の方法
6. 関連文化財群に関する事項【任意】
7. 文化財保存活用区域に関する事項【任意】
8. その他の事項【必要に応じ】

●関連文化財群と文化財保存活用区域は、文化財をストーリーやエリアにより関連づけ、パッケージとして保存と活用を図るためのもの。

●域内の文化財にまつわる個性や特徴全般については第3章の歴史文化の特徴に記載。

●関連文化財群や文化財保存活用区域は文化財をパッケージとして保存・活用することを前提に設定すること。

第5章 文化財の保存・活用に関する措置

1. 文化財の保存・活用に関する措置
2. 関連文化財群の保存・活用に関する措置【任意】
3. 文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置【任意】

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 市町村の体制
2. 事務処理特例の適用を希望する事務の内容【任意】

【別添資料】

- ・ 文化財リスト
- ・ (表○) 既存調査一覧
- ・ (表△) 調査の進捗状況

大阪府文化財保存活用大綱 概要

大阪府の状況（第1章）

大阪を取り巻く現況

持続可能な地域づくり	大阪の成長飛躍
地域力の維持、金員参画	大阪・関西万博等を契機とする誘客、都市魅力の向上
社会の実現をめざす取組	
災害対応力の強化	大阪北部地震などを教訓とする防災対策、災害発生時の対応力強化
SDGsの達成	SDGs先進都市をめざす取組 ターゲット11.4 文化遺産 保全の取組

大阪における文化財の保存・活用の課題

○文化財調査とそれに基づく適切な指定等	（特に個人所持の文化財における継続的な維持管理）
○維持管理、保存修復等	（歴史や文化財に興味関心のない人に対して文化財を知つてもらう機会を作り、文化財への理解につなげる取組の促進）
○保存に悪影響が生じないようバランスのとれた保存・活用のあり方の確立	（地域住民の理解向上）
○専門職員の確保と継続的配置／所有者の情報共有の場の整備／幅広い扱い手確保	（条例未制定自治体への対応／各種計画面の策定による施設の実施）
○経費負担のあり方を含めた、持続可能な保存・活用の仕組みづくり	（経費負担）

めざすべき姿・基本方針・基本理念・基本方針（第2章・第3章）

基本理念

めざすべき姿

歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪

1 文化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承

基本方針1 文化財を確実に保存する

- 1-1 個々の文化財を確実に保存する
1-2 文化財を面向的に保存する

基本方針2 文化財の価値を伝え、活かす

- 2-1 文化財の価値を分かりやすく伝える
2-2 文化財を核とした取組により地域の発展に貢献する

基本方針3 地域社会全体で文化財の保存と活用を支える

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 3-1 地域社会全体で支えるための基盤をつくる | 3-2 文化財の保存・活用を支える人材をつくる |
| 3-3 社会状況に対応した仕組みをつくる | |

文化財の保存・活用を図るために講ずる措置（第4章）

文化財の保存・活用における役割

国 わが国にとって重要な文化財の指定等／府・市町村・所有者等に対する指導／経費の補助

- 府 ①地域的な文化財の保存・活用の施策
②市町村に対する支援（園との調整／専門的・技術的な指導・助言／職員の能力向上／計画策定支援／経費支援等）
③所有者等に対する支援（伝承の実情を踏まえた支援）

- 市町村 文化財にとって最も身近な行政組織としての施策実施／施策実施のための体制整備／所有者等に対する支援
所有者等 国・府・市町村の支援を得ながら自ら行う文化財の維持管理、保存修理、公開等

府が取り組む事項

- | | |
|--|--|
| 【支援】
①文化財の把握（未指定文化財を含む）
②適切な保存措置の実施
③保存措置を講じた文化財に対する状況の把握
④府が保有する文化財の適切な保存 | 【保存】
①活用拠点の運営（府立博物館）
②府が保有する文化財の活用
③情報発信と活用方策の創出等 |
| 【人材・仕組み】①人材（専門職員・所有者等・民間団体等）の確保と育成
②保存・活用の新たな仕組みづくり（多面的な価値を生み出す取組／担い手／経費負担）等 | |

防災・防犯および災害発生時の対応（第5章）

文化財の保存・活用の推進体制（第6章）

第四次
交野市総合計画
基本構想

みんなの “かいた”構想、 基本

2040年

ありがとう　たいじょうぶ?
やさしいひとが　ござまする
こともち　おどなち
おじいちゃんも　おばあちゃんも
かいにくのひとも　からだがぶじゅうなひとも
みんなないおくらじてる
みどりがたくさんのかってて　どこでもいけるよくるまいす
みんなかわいしかたのいは　みらいもきつといいところ

（みんな仲良し元気なかたの） 小原紗希さん

わたくしから始まりあなたへとつづく“かいたのサイズ”なまち暮らし

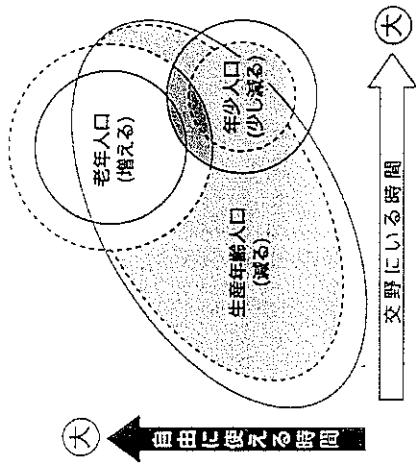
2011年度～2022年度
(平成23年度～平成34年度)

<人口のとらえ方>

時間については、交野にいる時間が多く、自由に使える時間が多いほど、交野の活力源となりうるという考え方です。

そこでまずかたのに関わつて活動する人、これを「活動人口」としてとらえます。老年人口の伸びは、活動人口の伸びの可能性でもあります。活動する人を増やし、すでに活動している人は、その活動時間を少し増やします。

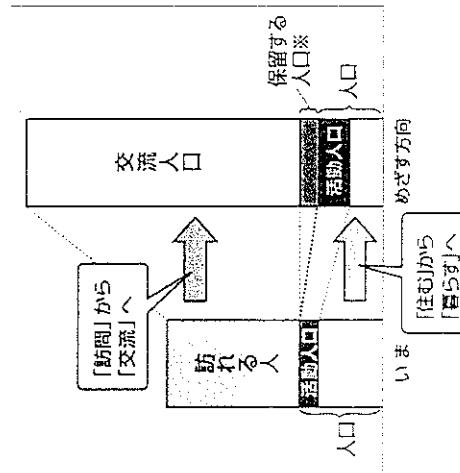
生産年齢人口（減少）
生産年齢人口の減少は、労働機会を市内に生み出していくことで、交野での時間と自由時間も増やし、活動可能な時間が増えやします。年少人口も減少しますが、その活動にまちとのつなわりを増やすことで、活動力を増進します。このようにして活動人口を増やしていきます。



次に市外からの訪問者やインターネットなどの情報媒体を通した訪問者を「交流人口」としてとらえます。こうした方々を「かたの」応接者として、その共感を呼び、交流を増やし、「かた」に力をもたらしてくださいるようにします。このようにして、従来の人口規模の概念を絶えず取り組みにより、みんなのかたの夢を実現するための力としておきます。

<人口のめざす方向>

がね、純人口・人口構造に対しては、行政が取り組めるものとして、新たな市街地開発を考えられますが、社会経済状況や交野の財政事情を踏まえると自ら積極的な投資は行いません。しかし、民間開発動向や地権者が意向を踏まえて、計画的な土地利用の誘導策を講じることを前提に、この懐想策実定時の人口規模程度の確保は、その可能性を保有しておきます。



※保留する人口：まだ具体的ではないが、新たな市街地の創出などにより生まれ出される可能性を見込んだ人口

<空間形成>

交野のまちの構造は、大きく山地部と市街地部に分かれています。そのうち市街地部には、京阪交野線、JR学研都市線、天野川、第二京阪道路といった特徴的な構造をなすものがありますが、全体として、中心的なまちなみもなく、旧聚落、隣地、新住宅地、事業所などが、集積するでもなく、混在するでもなく、ほどよい関係性を保ちながらまちを形成しています。こうした構造を踏まえ、あるものを活かしたまちの構造の基本的な方向を示します。

●生命の空間

山地部は市民共有の財産として、これまでにも大切にしてきました。これからも可能な限り自然のままに残し、生命感がかもし出される空間として維持していきます。

●暮らしの空間

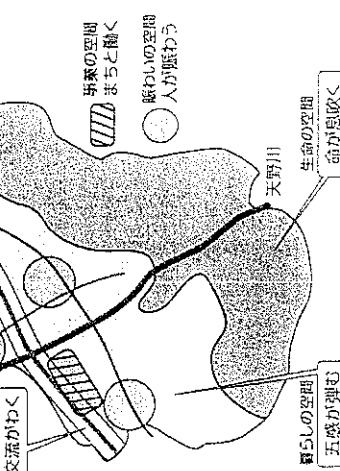
市街地部は、住宅開発が進行する中、古い建物や道筋、隣地など、どこか田舎らしさを感じさせるとともに、川やため池などの水辺のネットとする空間があります。こうしたさりげない空間を大切にするとともに、そこで様々な活動が展開され、暮らしのあり様が五感をほどよく刺激するような環境を創出していきます。

●交流の空間

第二京阪道路は、車のみならず、自転車、歩行者の高規格な空間が創出されており、たくさん交流が楽しめるよう活用していきます。また治道の土地利用についても、新たな都市機能の創出が見込まれる場合には、周辺との調和を図りつつ計画的な説明を図ります。

●賑わいの空間

主張駅跡においては、その立地特性を活かし、人が賑わうような空間としての活用をしていきます。工業系を中心とする商業空間は、近くで働くことができる、その事業活動がまちにも還元されいく「暮らしとのかかわりの深」ところであり、より一層まちとのつながりを深め、全体で事業活動を盛り上げていくような空間として創出していきます。



●物語を育むまち

まち全体が重い風土を大切に、 gammやまちなかみ、歴史文化といった様々な要素を活かして、住む人、訪れる人、それぞれの物語が育まれるようまちとなるように、ほどよくしつらえていきます。



く暮らしへの夢から“かたのサイズ”をめざす像までの流れ>

暮らしの夢

5. 地域の歴史や自然と親しみ、もてなしの心をもつた暮らし

私は、市民大学講座で、交野の歴史について学んだ。
講座の卒業生でグループをつくり、来訪する外国人観光客を、古い町並みや道の駅などに案内するボランティアガイドの勉強もはじめた。交野の歴史資源を自分達で回って磨いたり、山や川など地域の環境について学び、知識を増やしている。
おいしい食べ物やお店の紹介していくと思っている。

(女性)

退職したら田舎暮らししようと思っていたら、里山地区で民宿プロジェクトが始まった。練習をかけて参加することにした。地域のさまざまな資源を外の人にはアピールするのが私の役割になつた。
ビジネスとして成立するように、農家の人が商業者、行政の人、大学の研究者などいろいろな人が関わっていて、知恵を出し合つている。
新しい案内ツールをつくり、交野を楽しんでもらいたいと本当に思えるようになつてきた。

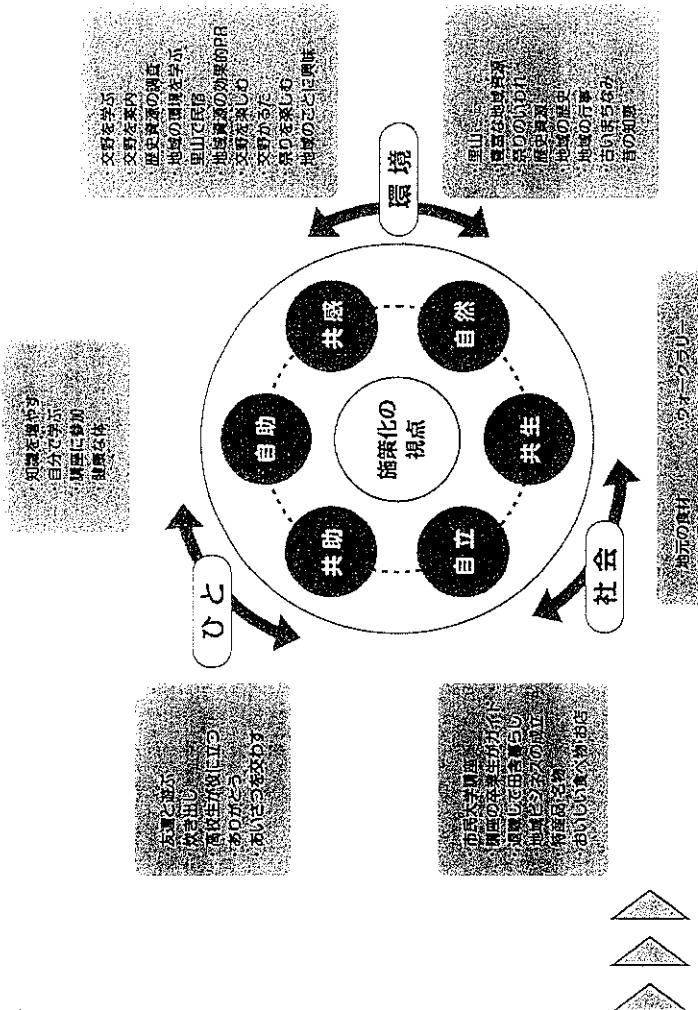
(50歳代男性)

春休みに「交野かるた」をもつてまちを歩くウォーカリーがあった。配られた枚のかかる方に書いてある場所を、友達と自転車で探し回った。
ポイントとなっている場所につくと、お年寄りの人が待っていて、かるたの内容や歴史の説明をしてくださった。屋は吹き出しがある、交野産のおさると駒ヶがとても美味しいかった。
とっても感動だけど、楽しかった。

(小学生)

父が腰を痛めて地元の家の手伝いができないくなり、代わりに僕が行くことになった。何をしたいのかわからず、言われるままに動いた。僕は重いものを運んだが、高齢の人は手際良く仕事され、あつという間に準備ができた。手伝いをしながら、家のいわれや地域の歴史を語してもらつた。
祭の当日は友達を誘つて出かけた。「よう来た」といつて法被をくれた。高校生も頼りになる。ありがとう、来年も来てな。」と言つてもらえた。嬉しいかった。そして少し地域のことにも興味がでてきた。

(男子高校生)

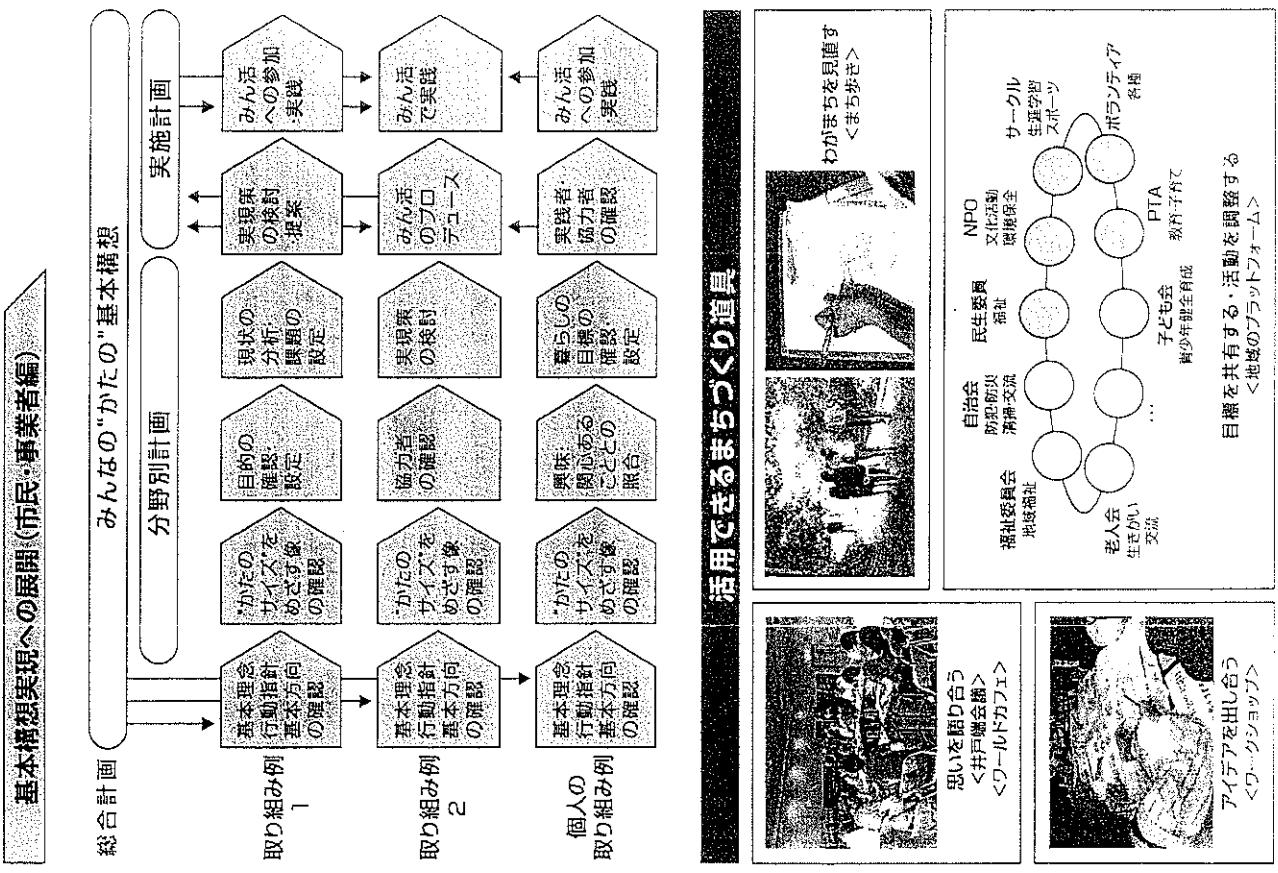
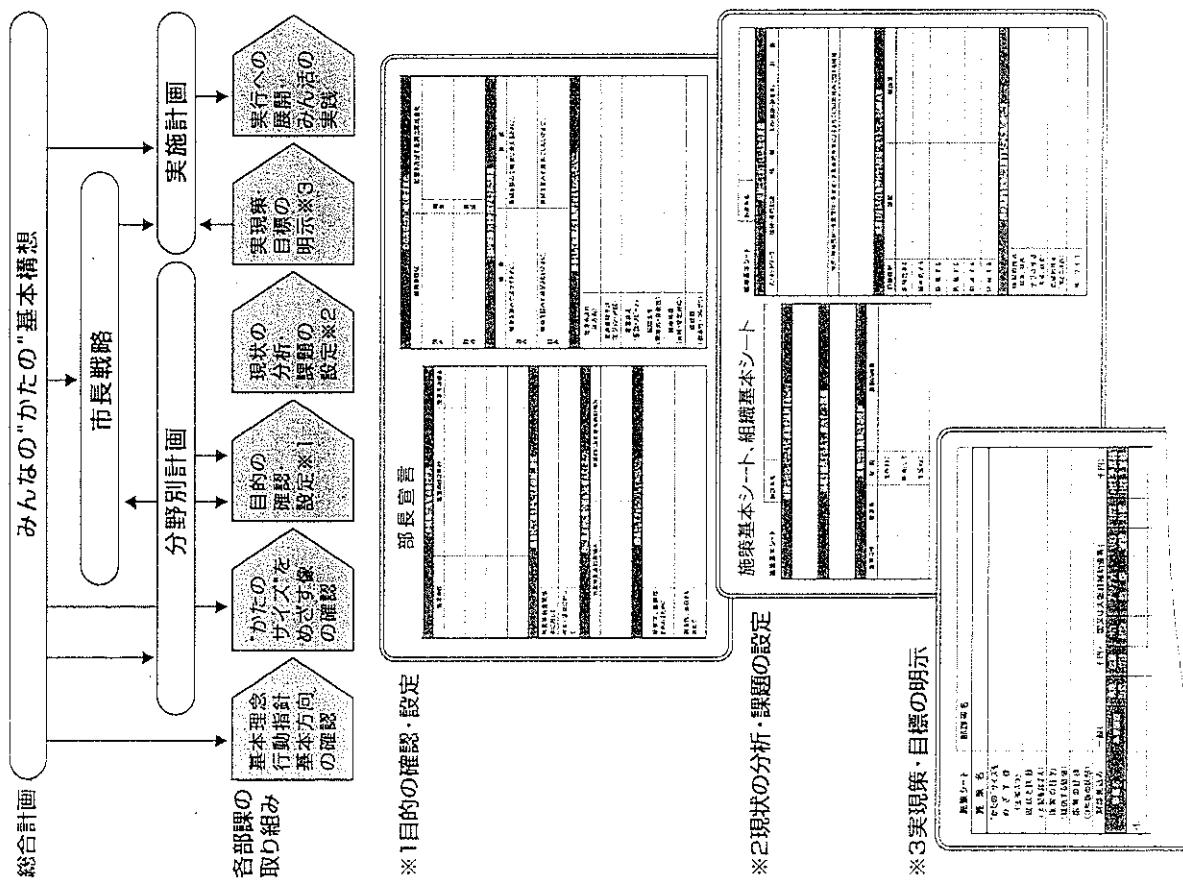


No.	「かたのサイズ」をめざす像
34	新たな物語や話題などが、まちを舞台にして生まれている
35	まちの魅力が一層かがやくようになり、効果的に情報発信している
36	人それぞれにまちの魅力を語り口コミでどんどん広がっている
37	歴史や文化財に触れてまちの魅力を再確認している
38	まちをいろんな角度から学び、体験することができます
39	地域ごとに豊かな個性があり、地元に愛着を持つている
40	まちのあるものを深くして、磨いて、魅力を生み出している
41	まち中に、心地よいおもてなしのしつらえや雰囲気がある
42	案内や散策ルートが多彩で、気軽にまち歩きが楽しめる
43	一年を通じてイベントがあり、それがつながりあって面白い

基本構想実現への展開(行政編)

基本構想実現への展開(市民・事業者編)

みんなの“かたの”基本構想



第四次交野市総合計画基本構想

みんなの“かたの” 基本構想

令和2年度

実施計画書

生涯学習推進部　社会教育課

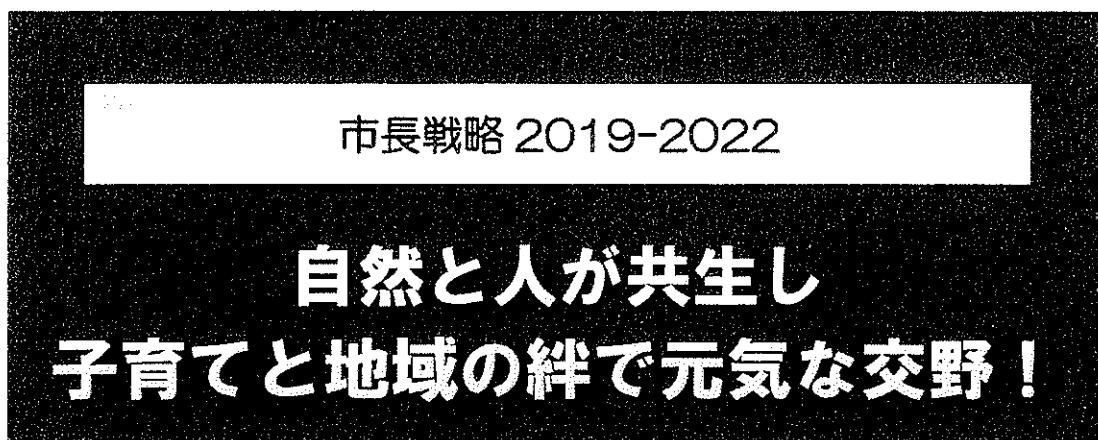
施策 5		文化財保護の充実				
“かたのサイズ”をめざす像(主なもの)		37 歴史や文化財に触れてまちの魅力を再確認している 35 まちの魅力が一層かがやくよう、効果的に情報発信している 26 いつでも身近なところで学びや活動、体験ができる				
目的		我々の祖先が築き、今まで連續と守ってきた文化遺産や伝統文化を次世代に継承していくために、適切な保存と活用を図り、市民の理解と愛護意識を高めるとともに、ボランティアなどとの協働のもと、文化財保護活動を推進する。				
今年度の目標		交野市文化財保存活用地域計画の策定準備を進める。 市指定文化財「私部城跡」については、さまざまな広報活動を通じて城の周知を行う。				
関連する法令等	法令	文化財保護法				
	条例・規則	交野市文化財保護条例、交野市文化財保護条例施行規則				
	計画	交野市生涯学習基本計画				
	要綱等	交野市指定文化財保存事業費補助金交付要綱、交野市文化財保存事業費補助金交付要綱				
	業務マニュアル	埋蔵文化財窓口対応マニュアル				
ネットワーク		文化財審査委員、文化財保護委員、文化財愛護推進委員、ボランティア(歴史解説・和わた)				

事業 1	埋蔵文化財発掘調査の実施	活動指標		R2年度目標	R1年度見込	H30年度実績
		1	調査件数	10件	10件	12件
維持・継続	概要	埋蔵文化財を保護・活用するため発掘調査及び報告書作成を行う	2	報告書冊数	2冊	2冊
国府補助	文化財関係国庫補助金	予算・決算額(歳出)	5,229千円	4,120千円	4,593千円	
位置付け	法定	実施形態	直接・委託	うち国府負担額	1,000千円	1,000千円

事業 2	文化遺産の適切な維持保全	活動指標		R2年度目標	R1年度見込	H30年度実績
		1	補助金交付数	2件	3件	2件
維持・継続	概要	指定文化財の適切な維持管理を行うとともに、文化財保存活用地域計画策定のため、文化財の悉皆調査を行う	2	一般公開等	4回	4回
国府補助	文化財関係国庫補助金	予算・決算額(歳出)	233,545千円	275,680千円	1,407千円	
位置付け	選択	実施形態	直接実施	うち国府負担額	2,308千円	—

事業 3	文化財の普及啓発	活動指標		R2年度目標	R1年度見込	H30年度実績
		1	見学者数	6,100人	6,100人	6,022人
維持・継続	概要	歴史民俗資料展示室公開を通じて市民への文化財の普及啓発を行う	2	企画展・スポット展示	5回	5回
国府補助	—	予算・決算額(歳出)	3,959千円	4,289千円	2,741千円	
位置付け	選択	実施形態	直接実施	うち国府負担額	—	—

事業 4	文化財保存活動	活動指標		R2年度目標	R1年度見込	H30年度実績
		1	市民文化財講座等	2回	2回	3回
維持・継続	概要	文化財に対する調査研究を行い、その成果を講座などにより市民に報告する。また、体験講座・出前講座を開催する	2	体験講座・出前講座の開催	9回	9回
国府補助	—	予算・決算額(歳出)	11,185千円	10,393千円	9,001千円	
位置付け	選択	実施形態	直接実施	うち国府負担額	—	—



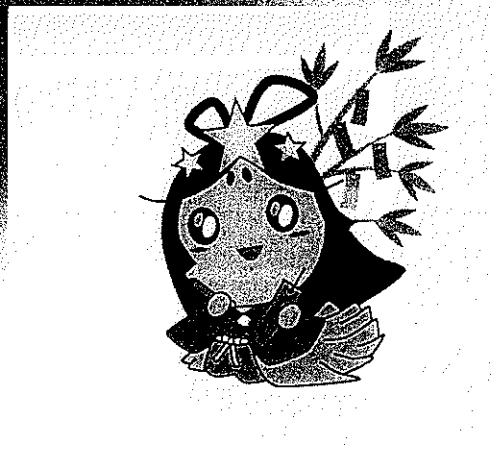
信州高岡城／星のブランコ



交野山 観音岩



天の川七夕まつりの灯篭



交野市長 黒田 実

2019年2月

3. 市長の戦略

(1) 全体構成

この「市長戦略 2019-2022」は、5つの政策の柱からなる「政策プラン」と、その政策を担保し持続可能な行財政運営に向けた取り組みを示す「行財政改革プラン」から構成しています。2つのプランを一体的に進めることにより、目指すビジョンの達成を図ります。

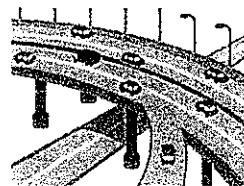
ビジョン「自然と人が共生し、子育てと地域の絆で元気な交野！」		政策プラン	行財政改革
		1. 子どもが元気に成長する環境づくり	(1) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり (2) 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援 (3) 小中一貫教育や学年昇級適正化による質の高い学校教育 (4) 子どもの未来を応援する取り組み
		2. 支え合う健康・福祉のまちづくり	(1) 健康寿命の延伸に向けた取り組み (2) 地域包括ケアと自立促進の充実 (3) 塞かいのある人への切れ目ない支援 (4) 著らしの充実に向けた取り組み
		3. みんなで安全・安心なまちづくり	(1) 公共施設の防災力強化 (2) 地域防災力の支援・強化 (3) 地域防犯力の支援・強化 (4) 平和と人権のまちづくり
		4. 地域の活力と雇用を生む基盤づくり	(1) 都市基盤の整備 (2) 移住・定住促進策の充実 (3) 地域の魅力発信の促進 (4) 産業・創業支援の取り組み
		5. 未来へつなぐ環境づくり	(1) 「まちづくり」の仕組みづくり (2) 未来に向けた公共施設再配置の推進 (3) 環境にやさしいまちづくり
			(1) 行政資源の有効活用 (2) 民間活力の導入による新たな連携の活性化
		1. 行財政改革の推進	
		2. 持続可能な財政運営	

4. 地域の活力と雇用を生む基盤づくり



移住・定住人口を増やすための都市基盤整備や地域の魅力発信を進めるとともに、雇用を生む取り組みを進めます。

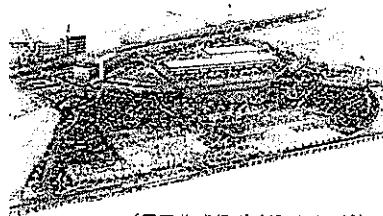
- 重点的取り組み**
- ★ 星田北エリアのまちづくりへの支援に取り組みます。
 - ★ 安全で交通利便性の高い道路網の整備に取り組みます。
 - ★ 移住・定住促進のための支援に取り組みます。
 - ★ シティプロモーションによる魅力発信に取り組みます。



(1).都市基盤の整備

施策の方向性 快適な住環境の整備とあわせて、交通利便性の高い道路網の整備を進めます。

- 主な取り組み
- 星田北・星田駅北土地区画整理事業への支援
 - 天の川磐船線の交野久御山線までの延伸を支援
 - 道路網の整備を活かした土地活用による雇用創出
 - 公共交通の利用促進に向けた取り組み
 - 歩行者の安全や渋滞緩和に向けた道路改善



(星田北まちづくりイメージ)

(2).移住・定住促進策の充実

施策の方向性 移住・定住を促すための支援や、空き家の流通促進を図ります。

- 主な取り組み
- 3世代同居・近居補助制度の実施
 - 中古住宅流通促進・リフォーム等補助制度の新設
 - 空家等対策計画に基づく相談体制・ネットワーク形成

(3).地域の魅力発信の促進

施策の方向性 地域の魅力を発信し、都市イメージの向上と交流人口の増加を図ります。

- 主な取り組み
- WEBやSNS等を活用したシティプロモーションの推進
 - 2021年の市制施行50周年を見据えた魅力発信（過去写真デジタル化等）
 - 私部城跡保存事業
 - 姉妹都市交流事業
 - かたのツーリズムによる地域活性化

(4).産業・創業支援の取り組み

施策の方向性 地域産業の活性化に向けた取り組みを進めます。

- 主な取り組み
- 創業支援ネットワークの充実
 - 地域ブランド「カタノのチカラ」の充実と販売促進

交野市教育大綱

2020～2024 年度

令和 2 年（2020 年）3 月

交野市

1. 大綱の位置づけ



交野市教育大綱（以下、「本大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本理念及び基本方針を定めたものです。

本大綱に基づき、本市のまちづくりの理念を定めた「第4次交野市総合計画 みんなの“かたの”基本構想」を踏まえ、「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく教育振興基本計画に準じる「交野市学校教育ビジョン」及び「交野市生涯学習基本計画」において、具体的な取組みを進めていきます。

なお、本大綱の位置づけは以下のとおりです。

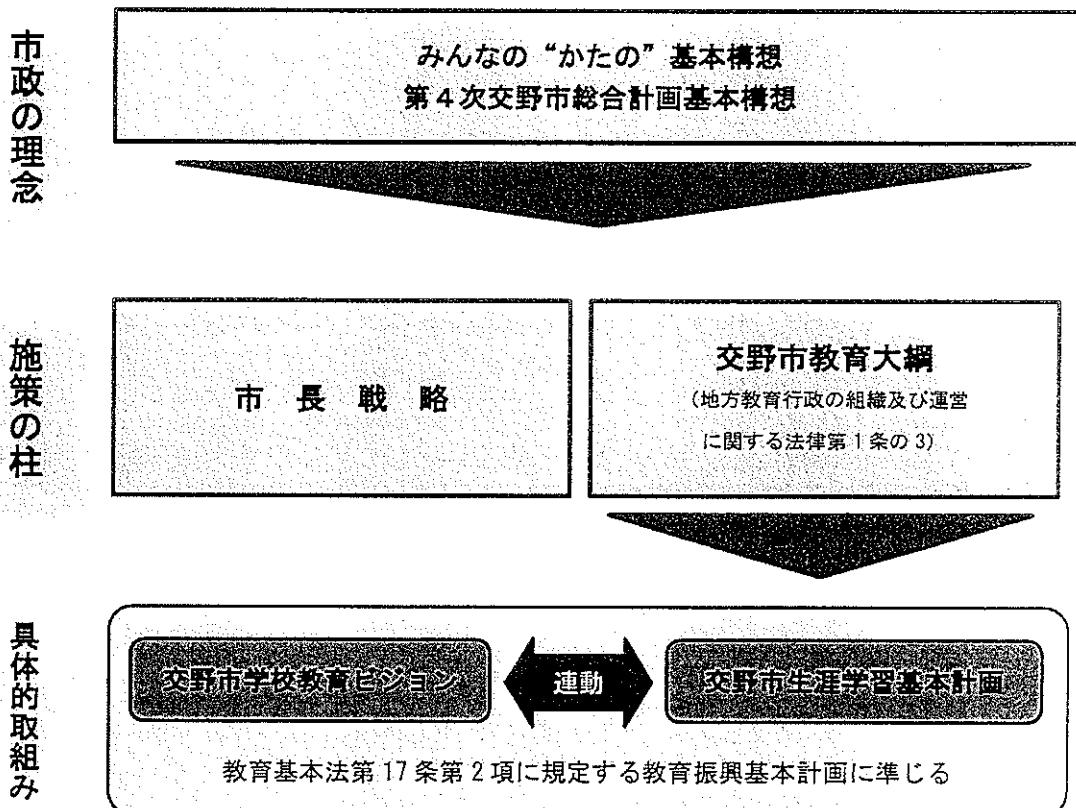


図1 教育大綱の位置づけ

2. 大綱の定める期間



本大綱の定める期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、国の教育に関する施策や社会状況等に大きな変化が生じた際には、総合教育会議において協議を行い、本大綱を改定します。

年度	平成								令和					
	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
総合計画基本構想	◀												X	▶
教育大綱					◀	▶			◀	▶				
学校教育ビジョン (基本計画)				◀	▶				◀	▶				
生涯学習基本計画							◀	▶						

図2 計画期間

3. 交野市総合教育会議が担う役割



「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3及び4に規定される「交野市総合教育会議」において、本大綱に沿った教育行政を展開していくための協議、調整を行うとともに、その成果についても確認を行います。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

4. 基本理念



「教育百年の森」の実現

～ 生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成 ～

交野の豊かな自然にちなみ、交野における教育の取組みを森にみたてる

森には、「誰もが希望と安心をもって学べる教育環境の創出」や、「情（こころ）を育み、確かな学びの実感」といった木（＝基本方針）など様々な木々が立ち並ぶ

それぞれの木には、幹に関連付く「施策」や「事業」と呼ばれる枝・葉が伸びる

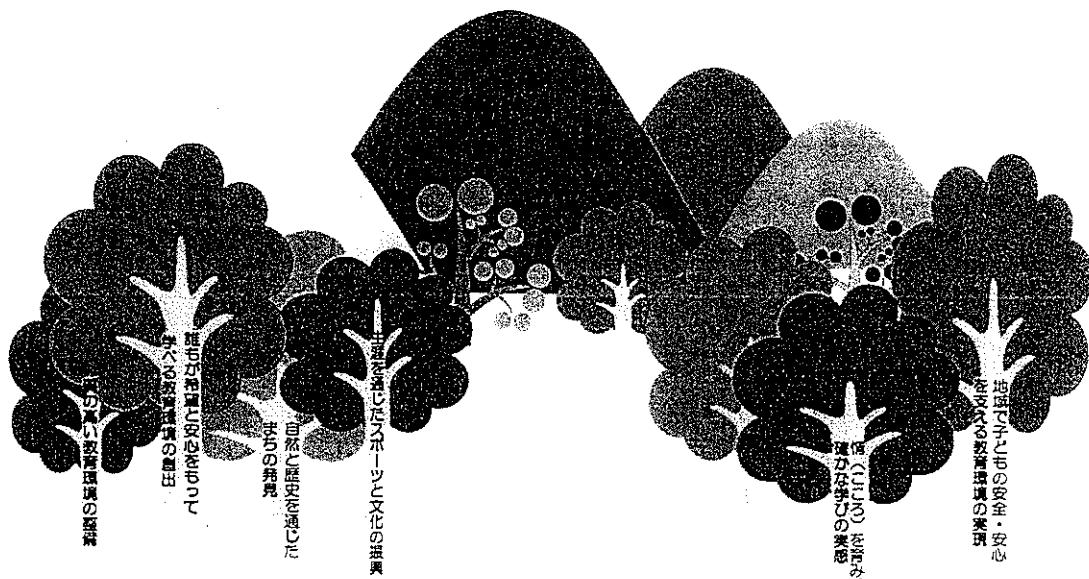
森の木々を成育させる土壌となるのは、家族への愛、地域との絆、周囲への感謝、郷土への誇り、未来への夢などである

森には、森自身の力強い生命力が脈打つだけではなく、そうした木々に集まる大小様々な生き物の生命力もあふれている

森に関わる生き物は、木の恵みを受けながら、お互いを尊重し、支え合い、成長をする

生きる喜びに満ちたここは、まさに、生物の多様性に富んだ森である

交野の「教育百年の森」は、本市のこれまでの50年の歩みをもとに、これから50年を築くための長期的展望をもちながら、「生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成」をめざす森である



(5) 自然と歴史を通じたまちの発見

交野市は縁豊かな自然環境を有するだけでなく、市内に流れる「天野川」を舞台にした七夕伝説、羽衣伝説等にまつわる伝承が残されるまちです。

また、私部城跡や北田家住宅など貴重な文化財も数多く存在し、歴史ロマンがあふれるまちです。自分の住む地域のことを知り、自然や歴史、文化に親しむことは、心に安らぎや感動を与えるとともに、「ふるさと交野」への誇りと愛着を育みます。先人たちが守ってきた環境や歴史・文化遺産を継承していくことは、現代を生きる私たちの責務です。そのために、これらの地域資源を活用した、魅力ある情報を積極的に発信し、地域文化の活性に努めます。

また、風土が培ってきた文化芸術などの知的資源の活用を図り、生涯にわたる多彩な学習機会や情報の提供を行うとともに、次世代を担う子どもたちの感性や創造性を養い、こころ豊かな人間の育成をめざします。

《関連する取組み》

文化遺産の適切な維持保全、文化財（私部城跡・北田家住宅等）の保存と普及啓発活動 など

(6) 生涯を通じたスポーツ・文化の振興

スポーツ基本法には、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の重要性が掲げられています。まさに、スポーツは心身の健康を維持・向上する働きだけではなく、社会で生きていくための礼儀・礼節といった、人との基本的な関わり方などを習得できます。そうしたことからも、年齢や性別に関わらず、また健常者も障がい者もあらゆる市民が、それぞれの技術や興味、関心に応じて、「いつでも、どこでも、いくつになっても」主体的に、スポーツ活動に取り組むことができるよう、生涯スポーツの機会や情報の提供を行います。特に、競技スポーツのみならず、スポーツをはじめるきっかけづくりとして、ニュースポーツ等の気軽なスポーツの推進に努めます。

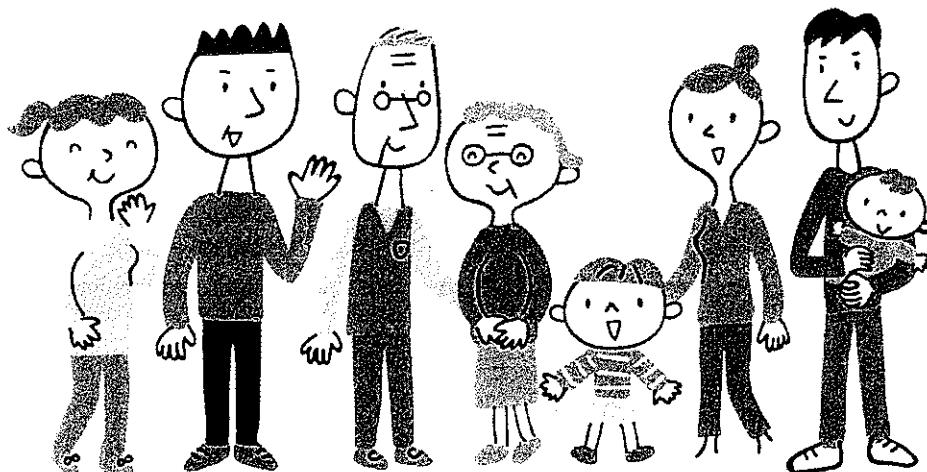
また、文化の振興に関する文化芸術基本法に掲げられる、「文化芸術は人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものである」との理念のもと、誰もが、のびのびと文化芸術活動に取り組むことができるよう、機会の充実や環境の整備を行います。

《関連する取組み》

市民スポーツデーの開催、総合型地域スポーツクラブの育成、生涯学習フェスティバルの開催など

2017-2026

交野市生涯学習基本計画



みんなが学び輝くまち かたの



平成 29 年 3 月
交野市教育委員会

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

みんなが学び輝くまち かたの

市民の主体的な学習により、生きがいや自己実現、地域の絆づくりなど、みんなの人生の充実につながるまちをめざします。

市民のだれもが生涯を通じて文化・スポーツ活動に親しみ、みんなが心も体も健康で豊かに暮らせるまちをめざします。

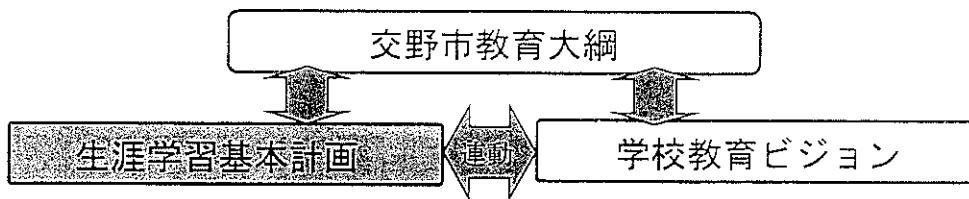
市民が共に学び合い、活動を支え合うことで、学びが広がり、循環していきます。こうした学びの循環により、市民一人ひとりの力を集結し大きな力を生み出すことで、輝き続けるまちをめざします。

2. 基本方針

計画の基本方針は、本市の教育、学術及び文化の振興に係る施策の根本となる「交野市教育大綱」の6つの基本方針に基づきます。

1. 誰もが希望と安心をもって学べる環境の創出
2. 情（こころ）を育み、確かな学びの実感
3. 質の高い教育環境の整備
4. 誰もが集い、地域のみんなで子どもたちを支える学校の実現
5. 自然と歴史を通じたまちの発見
6. 生涯を通じたスポーツ・文化の振興

なお、6つの基本方針の内、「3. 質の高い教育環境の整備」については、「教育基本法」第17条第1項に規定される教育振興計画の「交野市学校教育ビジョン」に位置付けるものとし、「6. 生涯を通じたスポーツ・文化の振興」においては、スポーツと文化の2つの柱に分け、基本方針を定めます。



基本方針1

誰もが希望と安心をもって学べる環境の創出

市民が、生涯学習に「希望」と「安心」を持って取り組むことができるよう、市民のライフステージや生活環境に合わせた情報提供や相談体制を充実します。

市民が、主体的に学びの成果をまちづくりに活かすことができる仕組みづくりや、生涯学習に取り組む個人・団体の活動を支援します。また、活動のコーディネート機能や成果を発表する機会の充実をはかります。

生涯学習に係る施設の見直しについては、「公共施設等総合管理計画」との整合をはかりつつ、検討します。

参考：学校教育ビジョンにおける主な施策

「新しい学び」の創造

障がいのある子どもの自立への支援（支援教育）

教職員の資質・能力向上（授業力、人材育成）

学校運営体制の確立

基本方針2

情（こころ）を育み、確かな学びの実感

市民が、福祉、人権、環境問題などの現代社会の多様な課題を知り、身近な暮らしと結び付け、主体的に課題解決ができるよう、課題に即した学習機会や情報提供を行います。

多様な文化や異なる価値観を認め合い、共に生き、学んでいる確かな実感を高める施策、例えばグローバルコミュニケーションの学習やボランティア活動を推進します。

参考：学校教育ビジョンにおける主な施策

夢と志を育む教育の充実（道徳・人権等）

生徒指導の充実

読書活動の推進

障がいのある子どもの自立への支援（ともに学ぶ）

基本方針3

誰もが集い、地域のみんなで子どもたちを支える学校の実現

市民の生涯学習やスポーツを通じた人や地域とのつながり、仲間づくりを促進します。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、連携・協力を求め、一体となって子どもたちを育む仕組みづくりをすすめます。

地域における様々な人々の協力を得て、学校を核としながら、共に学び合い、共に高め合う新たなコミュニティの形成をはかります。

参考：学校教育ビジョンにおける主な施策

子どもの安全確保と危機管理体制の充実（学校・家庭・地域）

連携・連続した学びの実現（校種・地域間連携等） 教育コミュニティの形成と家庭教育支援

3. 施策体系

大綱理念	計画理念	教育大綱基本方針 計画目標	生涯学習基本計画に係る施策目標
「教育百年の森」生きる力を養い多様性に富んだ人材の育成	みんなが学び輝くまち かたの	1.誰もが希望と安心をもって学べる環境の創出	1-1. 生涯学習に関する情報収集と発信
			1-2. 市民ニーズやライフステージに応じた学習機会の提供
			1-3. 学びの成果を活かせる仕組みづくり
			1-4. 生涯学習関連施設の活用と整備
		2.情(こころ)を育み、確かな学びの実感	2-1. 人間の尊厳と共生に向けた啓発と学習
			2-2. 節約の安全・安心を守る学習機会の充実
			2-3. 地域活動・ボランティア活動の促進
		3.誰もが集い、地域のみんなで子どもたちを支える学校の実現	3-1. 学校・家庭・地域の交流とネットワークづくり
			3-2. 地域における異年齢間の交流促進
			3-3. 学校を中心とした地域人材の発掘・育成と活用の促進
3-4. 子ども・青少年の「生きる力」を育てる場づくり			
4.自然と歴史を通じたまちの発見	4-1. 交野の自然保護と活用		
	4-2. 交野の歴史文化の発見と発信		
	4-3. 交野の文化財・伝統文化の継承		
5.生涯を通じた文化の振興	5-1. 生涯を通じた文化活動の促進		
	5-2. 文化芸術に触れ、親しむ機会の提供		
6.生涯を通じたスポーツの振興	6-1. 生涯を通じたスポーツ活動の促進		
	6-2. 健康寿命の延伸に向けたスポーツと健康教育		
	6-3. 地域における生涯スポーツの振興		

基本方針4 自然と歴史を通じたまちの発見

交野の自然や歴史、文化に親しむことで、やすらぎや感動を得るとともに、「ふるさと交野」への誇りと愛着を育むことができるよう、交野の自然や歴史・文化資源を活用した魅力ある学習の機会や情報提供を行います。

施策目標4-1 交野の自然保护と活用

交野の豊かな自然環境を保護するための活動主体の充実をはじめ、自然環境保護活動に関する情報提供や学習機会を充実し、交野の自然を活かしたまちの活性化をはかります。

現状分析	<ul style="list-style-type: none"> 過去1年間に行われた生涯学習活動のうち、「自然体験活動」との回答は2.8%であり、さらに今後希望する生涯学習活動においても、「自然体験活動」との回答は14.1%となっています。
	<ul style="list-style-type: none"> 交野市の将来像について、『自然環境が豊か』(63.4%)との回答が最も多く、平成2年調査(70.6%)と同様に高い割合を維持しています。 「自然や農を守るボランティアに関する情報が見つからない」(市民アンケート) 「学習して得た知識を実際の自然に応用できるようにする」(ワークショップ) 「里山の保護活動に参加しやすいようなシステムを構築する」(ワークショップ)
方今後の見な	交野が持つ自然環境の保護はもちろんのこと、交野の自然を活用したまちの活性化をはかります。また、自然保护活動に関する情報提供や学習機会を充実します。

事業名	内容	所管	備考
里山保全事業の推進	里山のナラ枯れをおさえるナラ枯れ樹木伐採を3年間で実施。新たな里山保全ボランティアの育成	環境担当	既存
交野市環境マネジメントシステムの推進	低炭素社会の実現をめざした事業の展開	環境担当	既存
交野市環境基本計画の推進	市民・事業者との共同組織によりプロジェクトの推進	環境担当	既存
ごみ減量化・リサイクル推進に係る市民活動の支援	ごみ減量・リサイクル推進に対する市民意識の向上や良好な生活環境づくりの協議・実践	環境担当	既存
リバーフェニックス事業	流域の地域を巻き込んだ天野川や支川の清掃活動	環境担当	既存
農とのふれあい機会の提供等	農とのふれあいツアー、農業まつりの開催支援など	農政担当	既存
かたのツーリズム	交野山などの自然環境にふれる様々な夜景と夜空を観覧。出会いの場などをつくる	地域振興担当	既存
緑とリサイクル事業	剪定枝・伐採樹木の堆肥化	都市整備担当	既存
市民参加による緑化事業の推進	美化緑化推進団体支援	都市整備担当	既存

施策目標4－2 交野の歴史文化の発見と発信

交野の歴史文化資源について、市の内外に発信するとともに、市民自身が魅力を再発見し、交野への愛着・誇りを育むことができる学習機会を提供します。

分析状況	<ul style="list-style-type: none"> 交野市の将来像について、『伝統や歴史を大切にするまち』(3.8%)との回答が少なくなっています。
意見主観	<ul style="list-style-type: none"> 「ハイキングで交野市の名所や八景などを訪れ、説明も受けられるようにしてほしい」(市民アンケート) 「子どもたちが交野や地域を勉強できる機会の充実」(ワークショップ)
方今向後性	市民が交野市の歴史文化資源や伝統産業の魅力を再発見し、理解・関心、誇りを育むことができる学習機会の充実をはかります。また、交野市の歴史文化資源の魅力を市内外に発信します。

事業名	内容	所管	備考
文化財の普及・啓発	歴史民俗資料展示室公開や小学校への出前講座の開催	生涯学習担当	既存
埋蔵文化財発掘調査の実施	文化財を保護・活用するため文化財の発掘調査及び研究	生涯学習担当	既存
七夕のふるさと振興	まちの誇れるシンボル「七夕」などを通じて、交野を発信するまちづくりの実施	地域振興担当	既存

施策目標4－3 交野の文化財・伝統文化の継承

文化財の公開や学習機会の提供を通じて、文化財や伝統文化について、市民の理解・関心を育み、それらの継承につなげていきます。

分析状況	<ul style="list-style-type: none"> 特に関心のある地域課題のうち、『地域の伝統行事や祭りの継承』との回答は 10.3% となっています。
意見主観	<ul style="list-style-type: none"> 「交野の歴史を現地で勉強できる機会を充実させる」(ワークショップ) 「交野のわらべ歌を伝える活動を行う」(ワークショップ)
方今向後性	市の特色ある伝統文化、歴史文化を次世代に継承していくため、文化財の公開や学習機会の提供を通じて、市民の文化財保護についての理解・関心を育みます。また交野の歴史を残す町並みなど、景観整備をはかります。

事業名	内容	所管	備考
文化財保存活動	文化財に対する調査研究を行い、その成果を講座などにより市民に報告 (重点) 文化財パトロール、機織り教室の実施	生涯学習担当	重点
文化遺産の適切な維持保全	指定文化財の適切な維持管理の実施や文化遺産の一般公開の実施	生涯学習担当	既存
景観まちづくり	良好な歴史的な景観を残したまちづくりのための取り組み	都市整備担当	既存



星のまち・かたの

令和2年度

交野市教育施策

交野市教育委員会

2 総合体育施設の管理運営

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより現状を把握し、指導・監督を行います。特に、施設の長寿命化を図るため、屋上防水改修工事を実施します。

3 星の里いわふねの管理運営

指定管理者による各施設の効率的な維持管理を行い、必要に応じて、立ち入りにより現状を把握し、指導・監督を行います。

4 青年の家の管理運営

直営施設として、適切な維持管理を行います。

5 私部・倉治公園グラウンドの管理運営

市長部局からの補助執行を受けた施設として、適切に管理を行います。

第6節 文化財保護の充実

【基本的方向と取組み工程】

・我々の祖先が築き、今まで連綿と守ってきた文化遺産や伝統文化を次世代に継承していくために、適切な保存と活用を図り、市民の理解と愛護意識を高めるとともに、ボランティア・大学等との連携・協働のもと、文化財保護活動の推進

事業名	内容	関係部署	関連	R2 年度目標
文化遺産の適切な維持保全	指定文化財の適切な維持管理や文化遺産の一般公開の実施 交野市文化財保存活用地域計画の策定準備	社会教育課	所有者 文化財審査委員	補助金交付数 2件 一般公開等 4回
埋蔵文化財発掘調査の実施	埋蔵文化財を保護活用するための発掘調査及び報告書作成	社会教育課		調査件数 10件 報告書冊数 2冊
文化財の普及啓発	歴史民俗資料展示室公開を通じた市民への文化財の普及啓発	社会教育課	ボランティア	見学者数 6,100人 企画展・スポット展示 5回
文化財保存活動	文化財に対する調査研究及び成果の講座などによる市民への報告、体験講座・出前講座の開催	社会教育課		市民文化財講座等の開催 2回 体験講座・出前講座の開催 9回

【令和2年度具体的施策】

① 文化遺産の適切な維持保全

指定文化財の所有者、管理者と協力し、指定物件の消防設備の点検及び環境整備、文化財パトロール等を行い、適切な維持管理に努めます。指定文化財の一般公開にあたっては、所有者の協力を得て開催します。

市指定文化財（史跡）の私部城については、さまざまな広報活動を通じて城の周知を行います。

平成31年4月に改正された文化財保護法により制度化された「文化財保存活用地域計画」の策定に向けて、国庫補助金を活用し市内に点在する文化財の悉皆調査を実施します。

2 埋蔵文化財発掘調査の実施

国庫補助金を活用し、個人住宅などに伴う埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その結果を報告書にまとめます。また、これまでに出土した金属器等に関して報告書にまとめます。

3 文化財の普及啓発

歴史解説ボランティア等と協働し、歴史民俗資料展示室の来館者への解説や市内の遺跡の案内等を行います。

また、常設展示の他に企画展示を行い、より多くの市民に身近に文化財を実感できる機会を提供し、交野の歴史の素晴らしさについての理解を深めます。

4 文化財保存活動

文化財の保護と市民に親しまれる歴史・文化環境を目指すため、考古・民俗・古文書等の文化財に対する調査研究を行い、その成果を市民に報告する講座等を開催します。

第7節 青少年の健全な育成

【基本的方向と取組みの工程】

・青少年の社会性・協調性・創造性の育成のため、地域・各種団体とのつながり・所管施設等を活用した、自然体験活動などの充実

事業名	内容	関係部署	関連	R2年度目標
成人式	新成人の門出の祝福及び社会的な自立と自覚の促し	青少年育成課		新成人参加率 71%
青少年活動の充実	団体活動を通じた青少年の豊かな情操の育成	青少年育成課	団体	参加者数 360人
放課後子ども教室	放課後の児童の居場所づくり (フリースペース)	青少年育成課	地域学校	実施延日数 500日
子どもの安全見守り事業	子どもを犯罪から守るための活動 (こども 110番、子どもの安全見まもり隊、青色防犯パトロール)	青少年育成課	地域団体	協力者数 3,500人
相談・指導体制の充実	青少年に関する情報交換及び体制の充実	青少年育成課	団体	活動回数 87回
第1児童センター管理運営	健全な遊びを通じた児童の体力増進と豊かな情操の育成	青少年育成課		利用者数 13,500人

【令和2年度具体的施策】

1 成人式

新成人の門出を祝うとともに、社会に貢献するという自覚が芽生えるきっかけとなるような式典の開催に努めます。

2 青少年活動の充実

青少年指導員会や子ども会等の関係団体や摂南大学等と連携し、青少年に充実した体験活動等の機会を提供します。

交野市学校教育ビジョン

情(こころ)の育み☆変化する力・変化に対応する力の育成
～ チャレンジ、自立、自律 ～



令和2年3月

交野市教育委員会

第2章 交野の学校教育がめざすもの

1. 基本理念

(1) これまでの考え方

交野市教育委員会では、次の4点を学校教育の施策の柱として、「生きる力をはぐくみ、豊かな人間性と個性を伸ばす」教育の推進を重点目標として取組みを進めてきました。

- ・「確かな学び」が実感できる学校
- ・豊かな人間性と夢を育む学校
- ・学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校
- ・学校運営体制の確立と教職員の資質向上

これまで、学力向上や授業改善等で「確かな学び」が実感できる学校づくり、一人ひとりの違いをお互い尊重しあえる豊かな人間性を育む学校づくり、開かれた学校づくりを一層推進し特色ある学校づくりを指示とともに支援をしました。

(2) これからの方考え方

これまでの取組みを検証したうえで、急激な変化が予想される社会に対応できるよう、これから社会を生きる子どもたちに対し、「チャレンジする」「自立して力強く生きる」「自律して社会を支える」、この3つの人づくりを進めなければなりません。

また、小学校と中学校の9年間を一貫したものと捉え、学校・家庭・地域が「めざす子ども像」を共有して子どもたちに、「心」だけではなく、「情(こころ)」を育むことが不可欠となります。

そのため、基本理念として、子どもたちに、「生きる力」として「変化する力・変化に対応する力」の育成を図るとともに、未来を支える人材としての「情(こころ)」を育むことが重要だと考えます。

—— 基本理念 —— 情(こころ)の育み☆変化する力・変化に対応する力の育成 ～ チャレンジ、自立、自律 ～

「学校教育ビジョン」は、基本理念にそって、「小中一貫教育の充実」と「学校・家庭・地域による協働体制の構築」を基本的観点とし、中期的な展望に立ち施策を整理し事業計画をまとめるものです。

「小中一貫教育の充実」「学校・家庭・地域による協働体制の構築」

2. 学校教育の将来像

(1) めざす子ども像と学校像

① 急激に変化する社会へ対応する力の育成

子どもたちを取り巻く環境は、高度情報化やグローバル化の進展、急速な少子高齢化、価値観の多様化とそれに伴う家庭・地域社会の変容等、急激に変化しています。

このような状況の中では、自分の意見を伝える、そして各自が意見を伝え合い話し合うことで自分の考えを高める、その結果、各自の意見の違いを統合し集団全体の意見を高める、そのような能力が必要となります。

コミュニケーション能力、課題発見・解決能力、提案や交渉する能力、多様な人たちの集団をまとめるリーダー性や柔軟性・協調性、そしてチャレンジ精神やフロンティア精神等を身に備えた人材が求められます。

そのため、授業においては、「自ら考え、交流し、高め合い、習得する」一連の活動を大切にし、その中で「活用する力」を育んでいかなければなりません。

② 求められる学校像

この変化の激しい社会を生きる交野の子どもたちのため、次の2つを基本目標とします。

基本目標

- ・学ぶ・分かる・できるを実感する質の高い教育の保障
- ・児童・生徒が、人とのかかわりの中から自分の考えを見直し、作り直していく学習環境と指導方法の開発

この目標のもと、次のような学校となるよう施策の柱を定め、「児童・生徒への支援」「教員の指導力・授業力向上への支援」「地域による学校支援」を行い、これまで取り組んできた小中一貫教育についても、引き続き、カリキュラムや活動内容を研究するとともに、義務教育学校¹⁵⁾のあり方についても検討します。また、学校と地域が協働し、子どもたちによりよい教育を行っていくために、学校運営協議会制度の導入を検討します。

施策の柱

- I. 情（こころ）を育む学校
- II. 「確かな学び」が実感できる学校
- III. 組織力の向上と開かれた学校
- IV. 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校

また、中期的展望に立ちながら、年度ごとの具体的な取組み目標を「アクションプラン」として、学校へ示します。

(3) 交野で学ぶ

① アンケートから

平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査の質問紙調査では、地域とのつながりについて、次のような結果が見られました。交野の子どもたちは生活科、総合的な学習の時間、社会科、校外学習など学校生活の様々な場面で、本市の自然や歴史、文化について学んでいます。今後は学習活動における9年間の系統性を大事にすることで、郷土愛を育み、地域や社会をよりよくするために考え、行動できる子どもを育てていきます。

【小学校6年生】 今住んでいる地区の行事に参加していますか

	とてもあて はまる	まあまあ、 あてはまる	あまりあて はまらない	まったくあて はまらない	その他
全国	37.2	30.8	18.6	13.4	0
交野市	29.4	31.1	24.7	14.5	0.3

【中学校3年生】 今住んでいる地区の行事に参加していますか

	とてもあて はまる	まあまあ、 あてはまる	あまりあて はまらない	まったくあて はまらない	その他
全国	21.0	29.6	26.1	23.2	0
交野市	16.8	28.4	28.9	25.7	0.3

【小学校6年生】 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか

	とてもあて はまる	まあまあ、 あてはまる	あまりあて はまらない	まったくあて はまらない	その他
全国	18.9	35.6	32.3	13.1	0
交野市	18.6	32.0	31.7	17.5	0.3

【中学校3年生】 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることができますか

	とてもあて はまる	まあまあ、 あてはまる	あまりあて はまらない	まったくあて はまらない	その他
全国	11.5	27.9	38.9	21.6	0
交野市	12.7	27.5	37.7	22.2	0.3

② 交野の歴史と文化を踏まえて

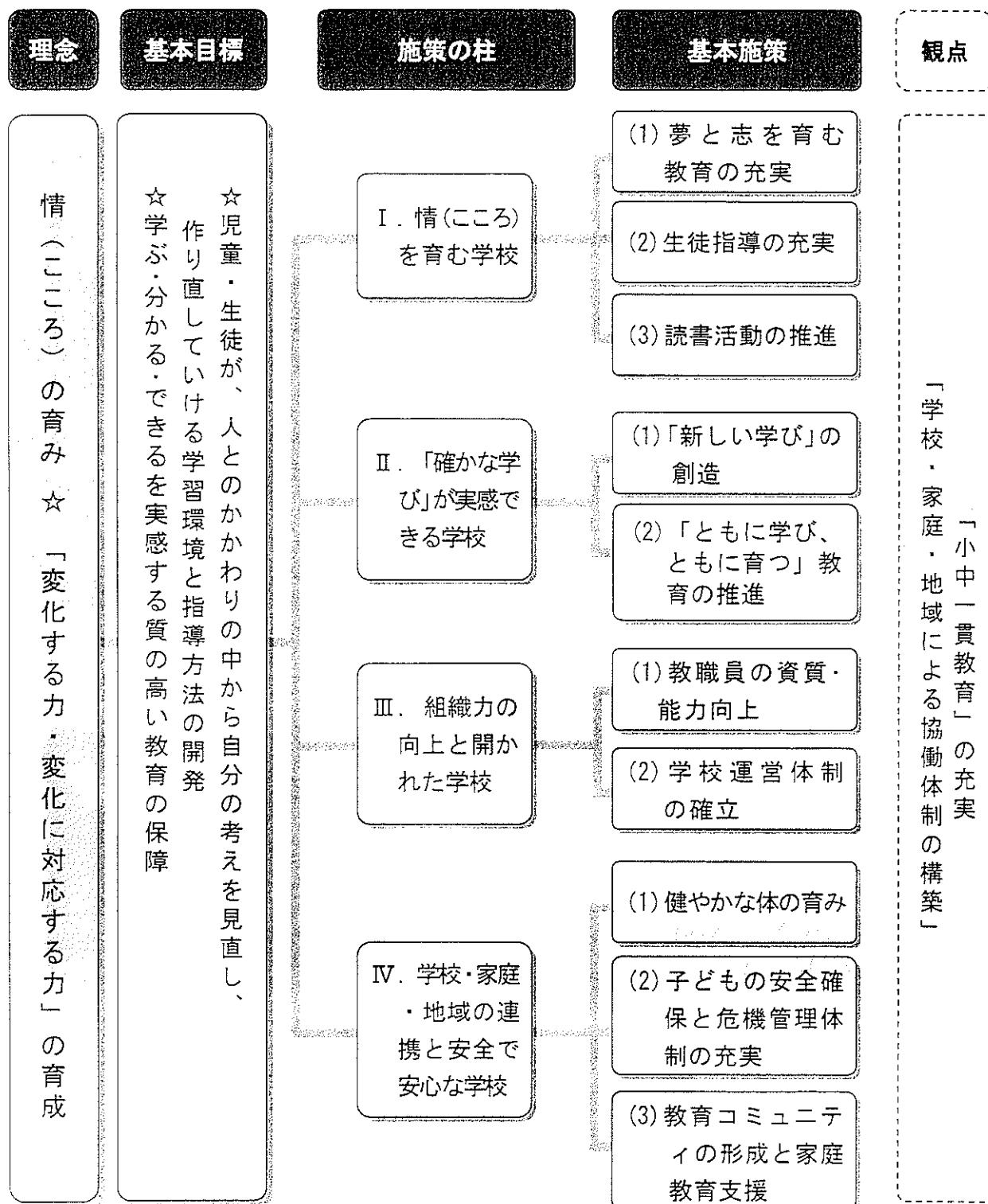
交野の地は「またや見む 交野のみ野の 桜狩り 花の雪ちる 春のあけぼの」(『新古今和歌集』)と古くから歌に詠まれ、「落花の雪に踏み迷う 片野の春の桜狩り」(『太平記』)と詠まれた光景は、今はもちろん大きな変容を遂げています。しかし、春には桜が市内各地で咲き誇り、夏には生駒山系の山々が青葉に輝き、秋には稻穂が金色に実り、冬には池や川に野鳥がやすらぐ、今もそんな四季折々の美しい風景は古来の面影を残す交野の誇りです。また、市内各地には江戸時代からの古い町並みが残り、伝統行事が今日も続いています。

変化の激しいこの時代に、5年後や10年後の世の中を予測することは困難です。のんびり構えていると社会の荒波にのまれてしまうことも多々あるでしょう。だからこそ、変化に対応できる力とともに、変わらないもの、普遍的な「こころ」を育む必要があります。人の精神を形成する基本は、知識や知性と感情や感性、意欲や意志が、バランスよく機能すること=「和」です。「和」という言葉は本市の市民憲章ですが、「和」の源は「こころ」であると考えます。

自分が育ったまち、学んだまちに誇りが持てるよう、「学校教育ビジョン」で、交野の歴史や文化を踏まえ、豊かな情(こころ)を育む「学校づくり」、「人づくり」について、学校教育の方向性や目標を明らかにします。

第3章 学校教育ビジョン

交野市学校教育ビジョンでは、理念に基づき2つの基本目標を実現するために、4つの施策の柱、10の基本施策を教育委員会、小・中学校、地域がそれぞれの役割を担いながら推進していくものです。



施策の柱Ⅱ. 「確かな学び」が実感できる学校

【将来に向けて】

これまでの学力・学習状況調査等において、小・中学校ともに基礎的・基本的な知識・技能の習得については良好な結果が見られましたが、「読むこと・書くこと」や記述式問題に課題が見られました。家庭での学習時間についても、「ほとんどしない」という児童・生徒の割合が減少傾向にあるものの依然として高く、課題です。

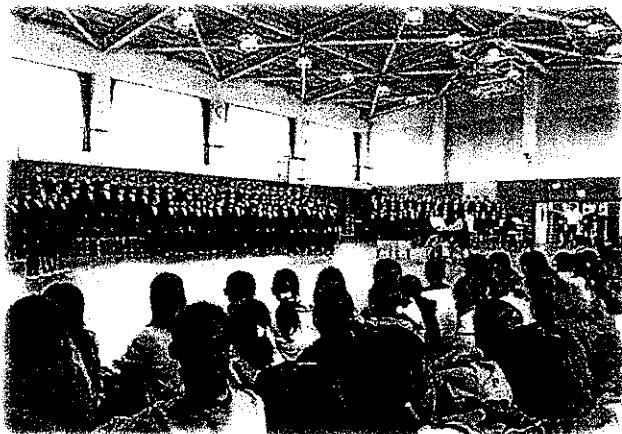
各学校においては、これまでの学力向上方策の効果検証を行い、児童・生徒の確かな学力を育むため、言語活動の充実を図る指導やICTを活用した授業づくりなど、授業改善に努めるとともに、家庭とも連携しながら、自学自習力を育む取組みを一層推進する必要があります。

また、英語教育や理科教育などを一層充実させ、これからの中社会で求められる力を育むことも、今後の課題です。

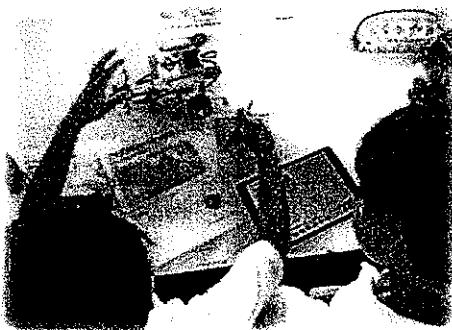
さらに、従来の6・3制にとらわれない小中一貫教育をより充実させてることで、子どもの発達段階に応じた指導を行いながら、9年間の学びを一体のものと捉え、学びの連続性を意識した授業づくりを進めるとともに、これからの中社会を生きる子どもたちに、新たな発見や考え方を生み出すために必要な資質・能力を育んでいきます。

そして、支援教育の推進にあたっては、今後もインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず「ともに学び、ともに育つ」という観点から、子どもの多様性を踏まえた学校づくり・集団づくりに取り組みます。

教員の専門性の向上を図り、校内支援体制の充実に努めるとともに、支援学校や地域、医療・福祉機関等と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援に努め、どの子にも「分かる・できる」授業づくりや学校づくりを進めます。



たなばた学園「合唱練習見学」



「レゴ型ロボットを使ったプログラミング教育」



ほしのまち学園「授業体験・部活動見学」

きみが★(STAR)だ
みんなが輝く未来をめざした学校づくり
(令和2年1月)

② 学習指導

【基本的方向と取組みの工程】

一人ひとりに応じた多様な教育、指導方法の工夫・改善を図ります。よりきめ細かな学習指導や生徒指導を行うため、国・府の動向を踏まえながら、小学校における少人数学級編制を充実させ、これから社会を生きる子どもたちに必要な資質・能力の育成をめざします。

また、積極的に大学や研究機関との連携を図り、学習意欲を高める学習環境を構築し、特色のある学校づくりを推進するとともに、課外活動においても大学や研究機関の専門性を取り入れて、顧問となる教員のサポートができる体制づくりを構築します。

項目	主体	内 容	R 1 以前	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
少人数学級の整備と充実	教	小学校において、個々へのきめ細やかな支援と学習環境を整えるため、市独自の35人以下の学級編制の実施	-----			継続		
中学校フォロー体制の整備	教	中学校において、各教科の学びの保障と個々へのきめ細やかな支援のため、市独自の人的支援の実施	-----			新規		→
ICT機器の整備	教	これからの学習活動を支えるICT環境機器の整備	-----			拡充		→
各教科等におけるICT活用	教・学	コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用	-----			拡充		→
学力向上策の確立	教・学	学力や学習状況を把握・分析し、各学園(中学校区)での課題解決に向けて小・中学校9年間を見据えた学力向上策の確立と学習支援員等の人的支援の充実	-----			拡充		→
学習評価システムの構築	学	指導と評価の一体化を図り、小・中学校9年間を見据えた、より教育効果を高める評価システムの構築	-----			継続		→
大学・高校等との連携強化	教	大学や高校等との連携をはかり、支援人材としての学生等を派遣し、教育活動の充実	-----			継続		→
児童・生徒対象セミナーの開催	教	土曜・日曜日等における様々な体験活動の開催	-----			継続		→
交野の歴史や伝統文化に関する学習支援	教	教育文化会館や指定文化財等を活用した交野の歴史や伝統文化に関する学習支援の実施	-----			継続		→
小・中学校9年間を見据えた学習指導の推進								

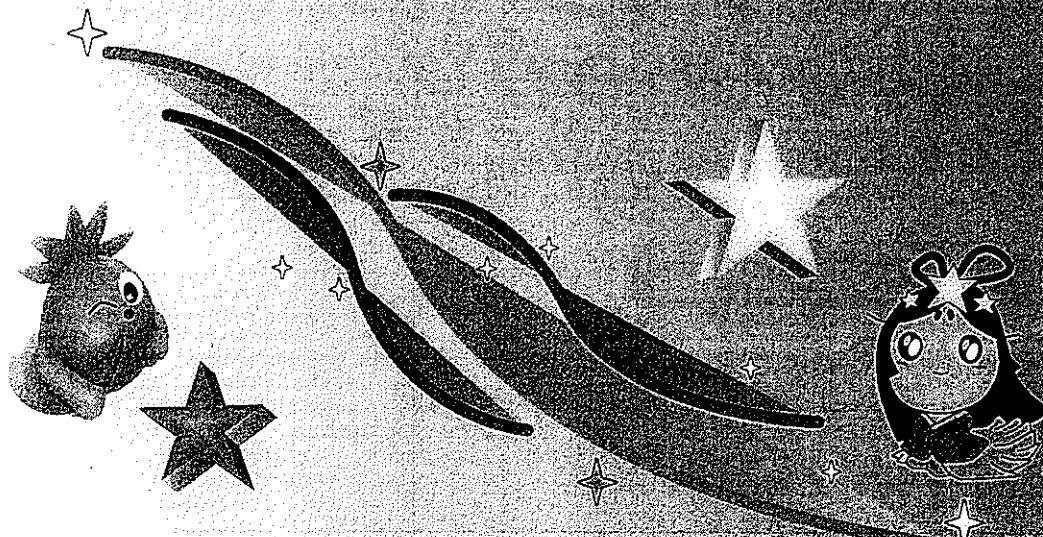


交野市都市計画マスターplan

都市計画に関する基本的な方針

概要版

ひと・まち・くらし みんな生きいき 星のまち★かたの



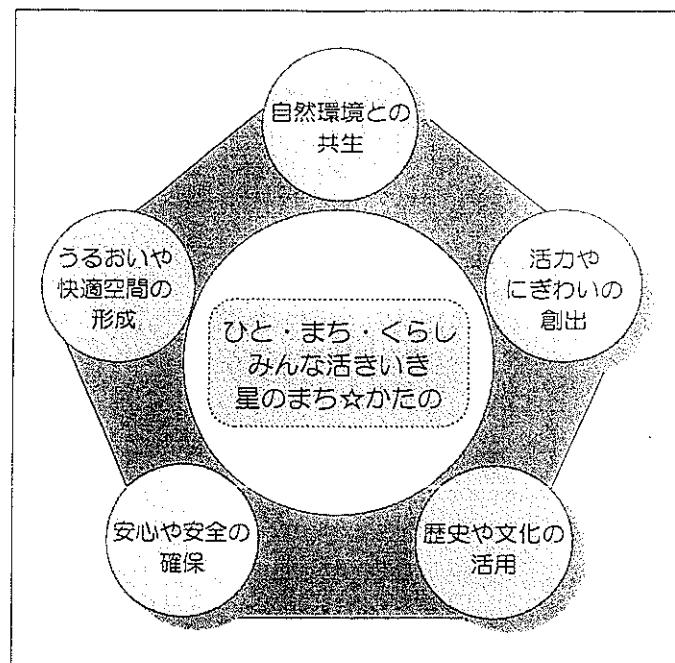
交野市 平成23年(2011年)4月

まちづくりの方針と目標

都市計画マスタープランでは、都市計画におけるまちづくりの方針を「交野らしさ」を活かし、『ひと・まち・くらし みんな活きいき－星のまち☆かたの』とします。

交野の素晴らしい資源（自然・文化・都市環境）を見つめなおし、これを活用することにより、人が交流する新しいまちの魅力が創造され、暮らしてみたい・暮らしつづけたいと感じる、いきいきとした都市づくりを目指すものです。

今後は、この方針に基づきながら、自然環境の保全や、人にやさしく快適でうるおいのある生活環境づくりなど、永住都市にふさわしい都市計画を定め、市民とともに個性と魅力あるまちづくりを進めていきます。



自然と共生する環境都市づくり

- 豊かな自然環境の保全と活用
- 循環型の社会システムの構築
- 自然生態系への配慮

歴史と文化のかおる都市づくり

- 星にまつわる歴史遺産など、市民の文化意識の醸成
- 神社・仏閣や旧集落のまちなみを活かしたまちなみ景観の維持・保全
- 社会・文化活動を支援する施設や体制づくり

安心して暮らせる安全な都市づくり

- 高齢者や障がい者等に配慮した人にやさしいまちづくり
- 子供から高齢者まで生涯を通して安心して住める生活空間の創出
- 災害に強い防災都市づくり

うるおいのある快適な都市づくり

- 緑とうるおいのある自然環境と調和した住環境づくり
- 身近に自然を感じ自然とふれあえる空間づくり
- 山地部と平地部の自然を連携させる水と緑のネットワークの形成

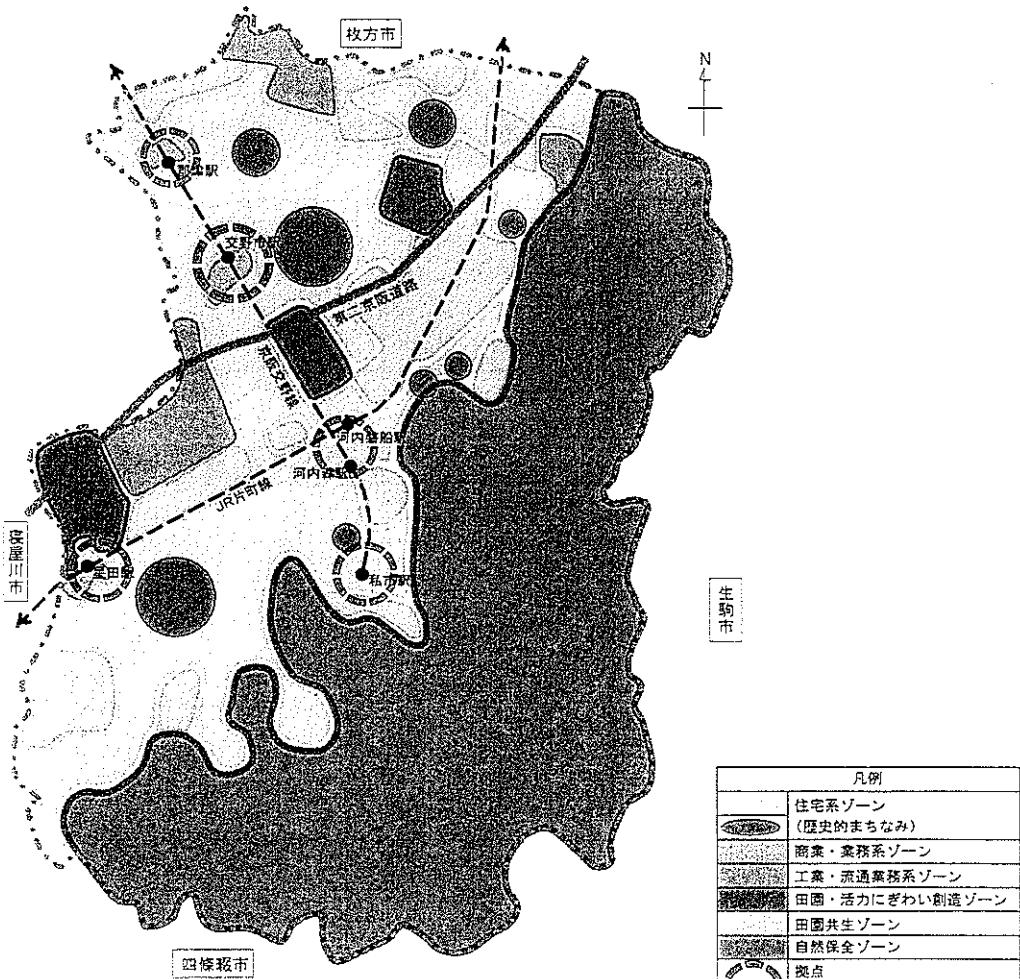
活力とにぎわいのある都市づくり

- 駅前などを中心とした特色ある拠点の形成
- 市民参画とコミュニティの醸成
- 地域産業の育成と第二京阪道路を活かした土地利用の誘導

【計画の目標年次】
平成32年（2020年）

【将来人口フレーム】
約8万人

土地利用の基本方針



住宅系ゾーン

既存の住宅地及び住居系用途地域を、住宅系ゾーン（低層住宅地、低層・中層住宅地、歴史的まちなみ）として位置づけ、安全で快適な住環境の維持・増進に努めます。

旧集落においては、歴史的なまちなみを残し、景観を保全しながら地域にふさわしいまちづくりを検討します。

商業・業務系ゾーン

既存の鉄道駅周辺の商業地等を、商業・業務系ゾーンとして位置づけ、地域の利便性向上や活性化を図るため、商業・業務環境の整備に努めます。

また、第二京阪道路沿道については、後背地の土地利用に配慮しつつ、必要により商業・業務系ゾーンを設定します。

工業・流通業務系ゾーン

既存の工業系地域を、工業・流通業務系ゾーンとして位置づけ、工業・流通業務環境の整備に努めます。

また、第二京阪道路沿道については、後背地の土地利用に配慮しつつ、必要により工業・流通業務系ゾーンを設定します。

田園・活力にぎわい創造ゾーン

市街化調整区域内の第二京阪道路沿道の地域においては、将来、市街化への条件が整った段階で、地区計画制度を活用し、営農環境に配慮しつつ、農・産・住の調和のとれた計画的な市街地の形成を図ります。

田園共生ゾーン

平地部における市街化調整区域については、田園共生ゾーンとして位置づけ、無秩序な市街化を防止します。

また、土地所有者等の意向を十分踏まえながら、営農環境を確保しつつ計画的な市街地の形成等を検討します。

自然保全ゾーン

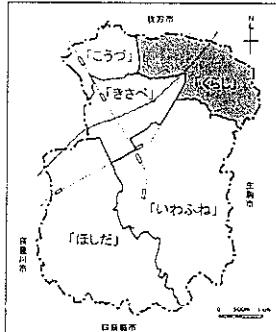
市域の約半分を占める山地部の緑は、保水や砂防、大気浄化などの機能を有し、市民の生活を守るとともに、豊かな緑の自然景観を形成しています。

この山地部を自然保全ゾーンとして位置づけ、将来にわたって保全すべき区域として、災害防止の施策を講じながら、市民の保健・休養のためのやすらぎの空間、市民の心のふるさととしての保全整備を図ります。

地域別構想

くらし地域

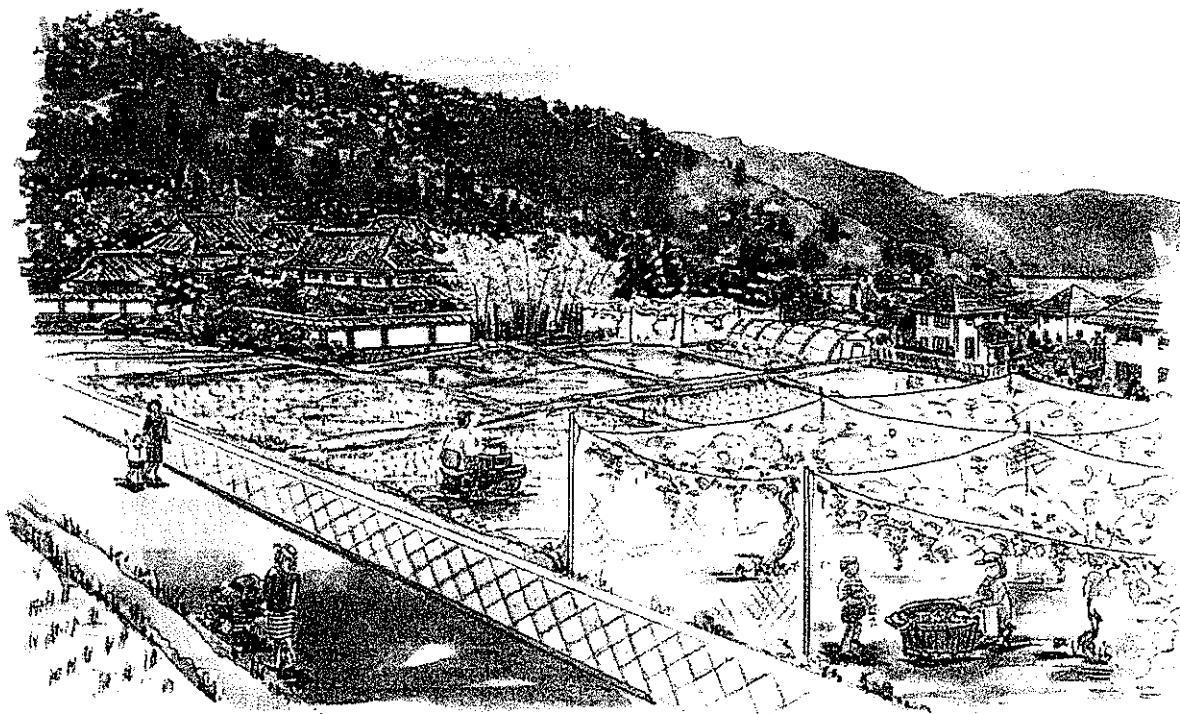
里山景観を背景とし、自然との共生を図る



交野山をはじめとする里山や田園風景、歴史資源を大切にし、これを背景とした集落や良好な住宅地の景観保全に努めながら、都市施設の整備を図るとともに、第二京阪道路を活用し自然と共生した居住環境の向上や歴史資源を活かしたまちづくりを進めます。

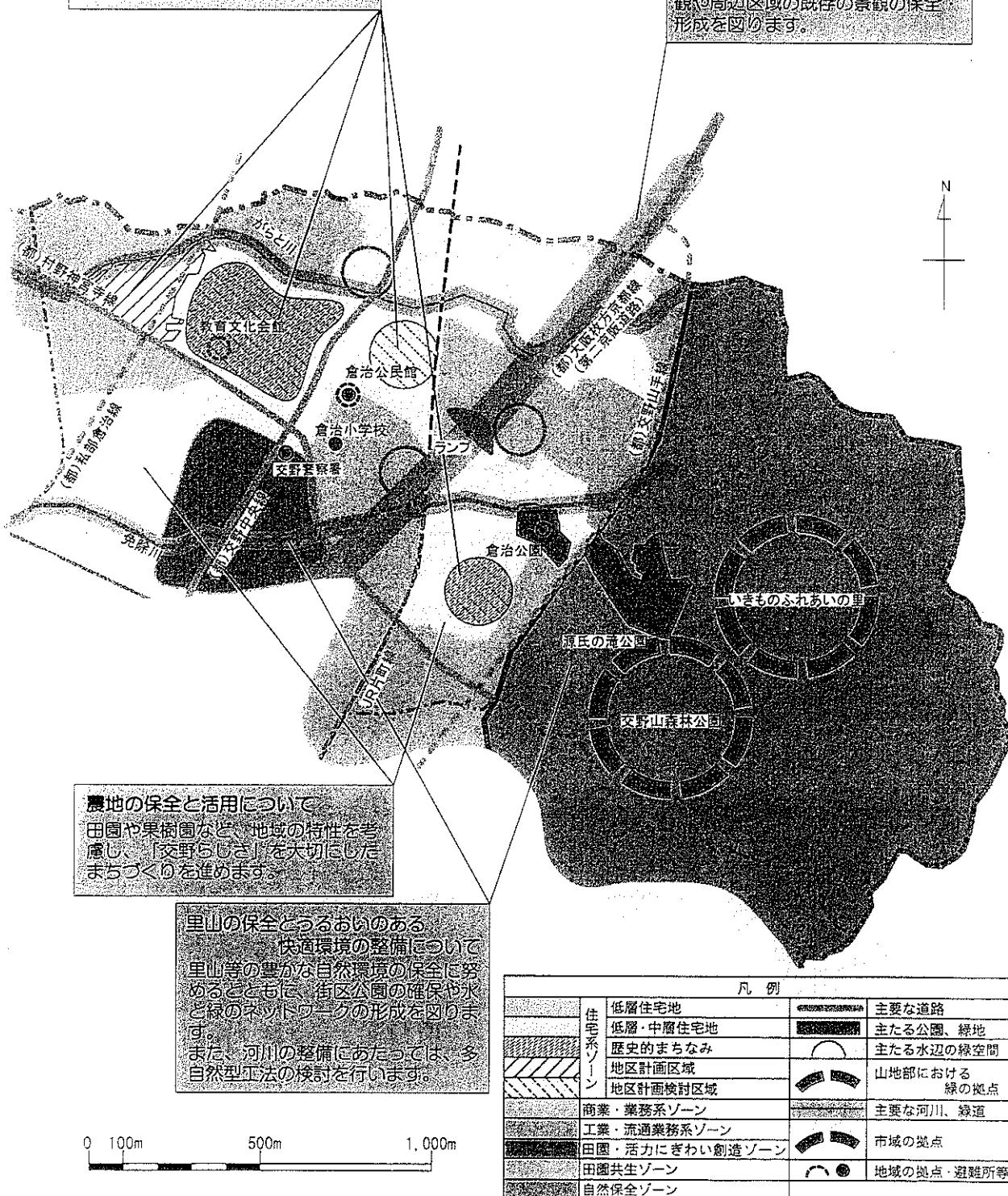
<地域の資源>

機物神社、神宮寺遺跡、倉治古墳群、源氏の滝、交野山、ぶどう畑、倉治旧集落、岩倉開元寺遺跡



住環境や良好なまちなみについて
集落の歴史的景観の維持や住宅地の
快適な住環境及び生活景観の保全
形成に努めます。

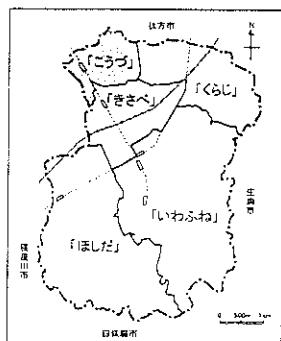
第二京阪道路沿道の景観について
第一京阪道路が創り出した新たな景
観や周辺区域の既存の景観の保全
形成を図ります。



くらじ地域のまちづくり構想図

こうづ地域

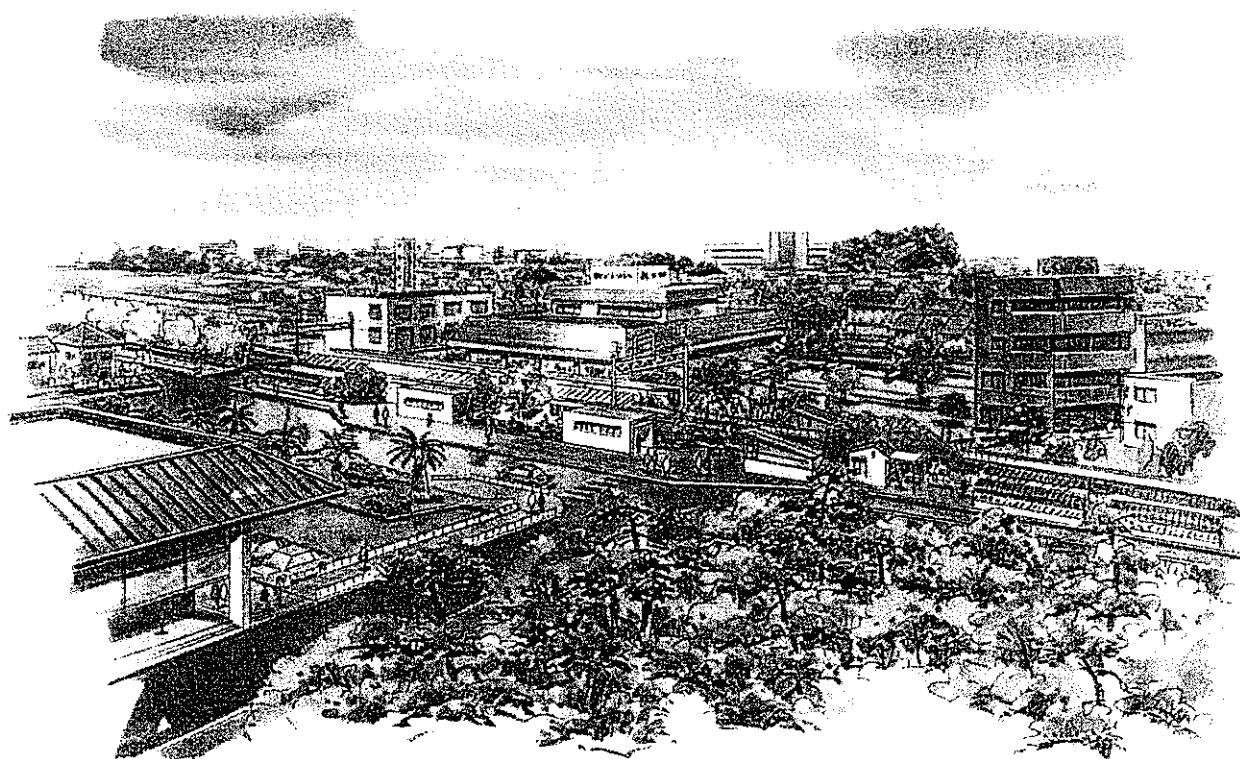
住工混在を防止し、秩序ある市街地の形成を図る

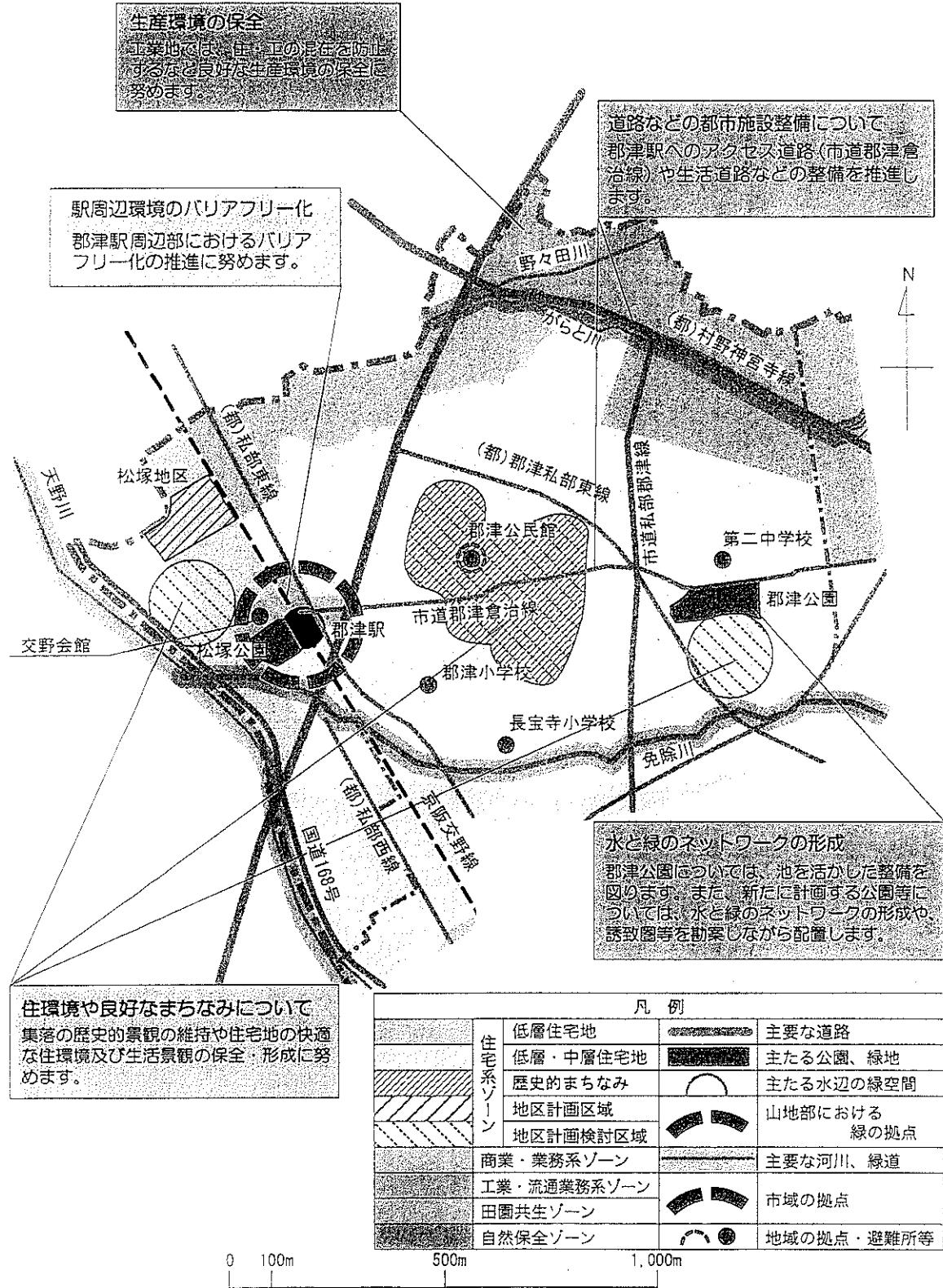


交通利便性を活かし、生産活動と住生活とが協調し合う、秩序ある都市的空間の形成によって生活に魅力のあるまちづくりを進めます。

<地域の資源>

郡津神社、郡衙遺跡、長宝寺遺跡、丸山古墳、条里制跡（五条通りなど）、東高野街道

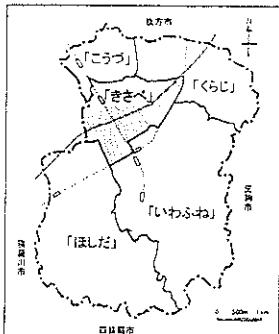




こうづ地域のまちづくり構想図

きさべ地域

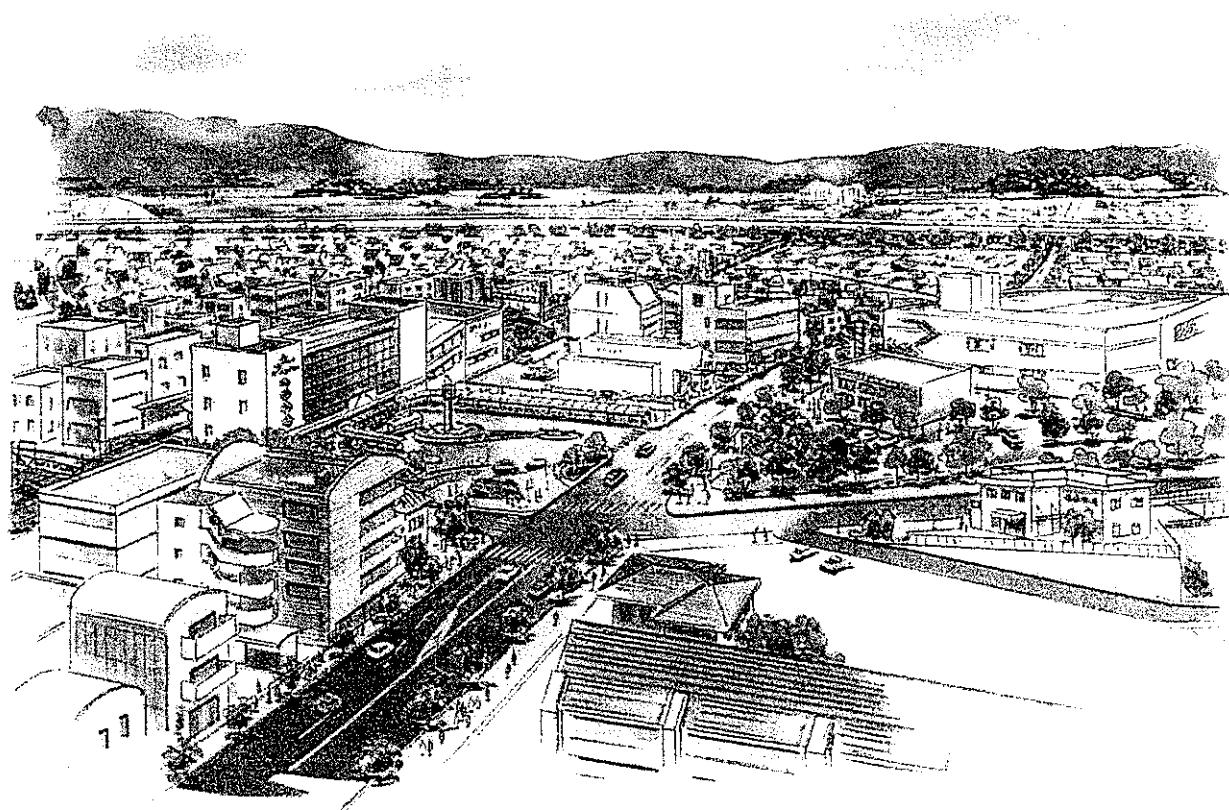
市の中心地にふさわしい、都市機能を充実させる

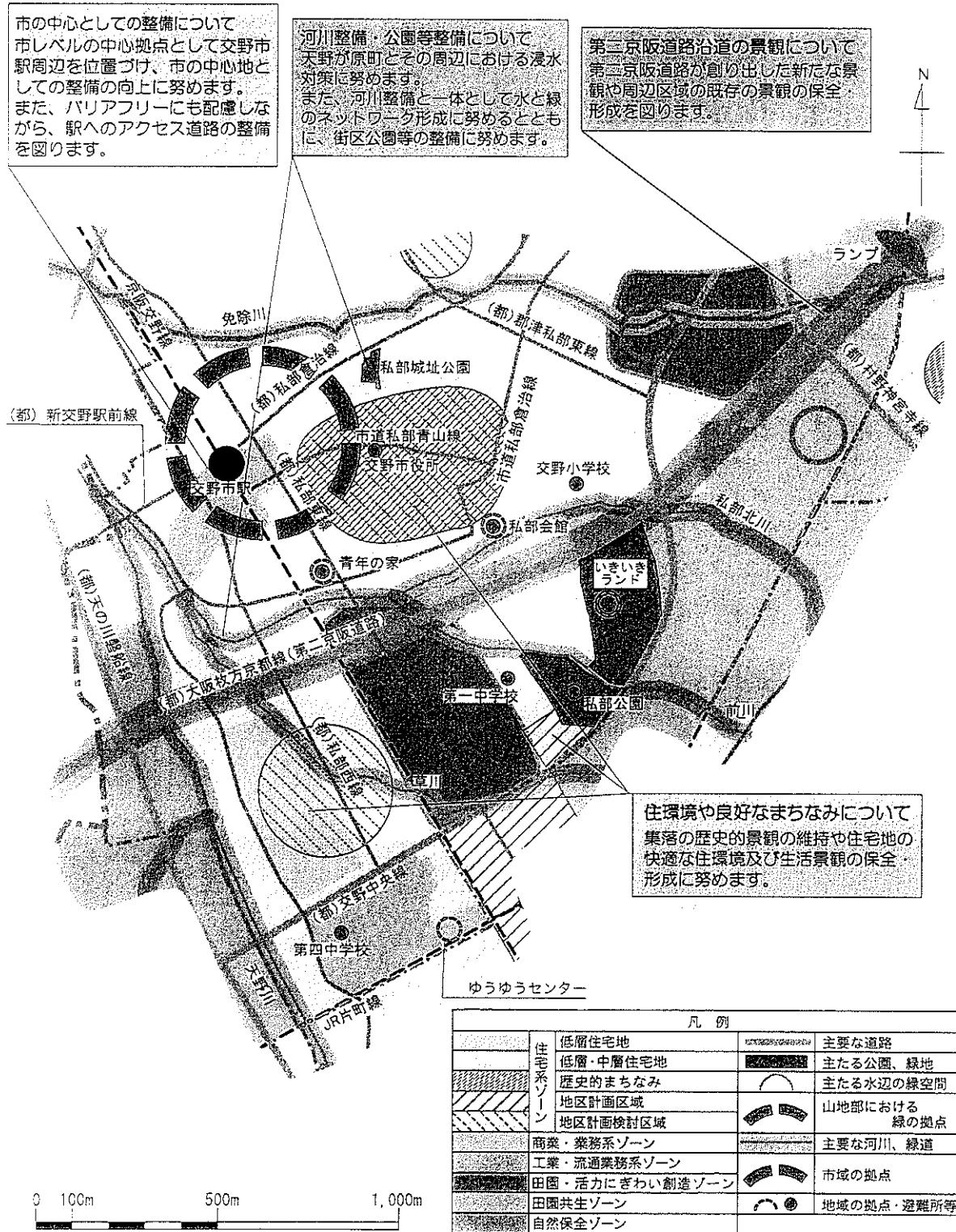


道路交通機能の補完と充実、市民共有の公共公益施設などをさらに有効に活用できるよう安全で快適な都市環境の形成を目指すまちづくりを進めます。

<地域の資源>

重要文化財北田家、住吉神社、私部城址、条里制跡（町通り、鳥が坪、石が坪）、私部旧集落

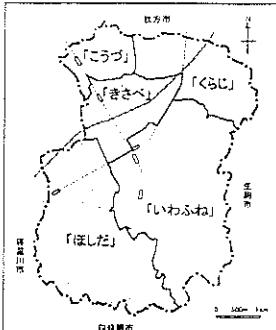




きさべ地域のまちづくり構想図

ほしだ地域

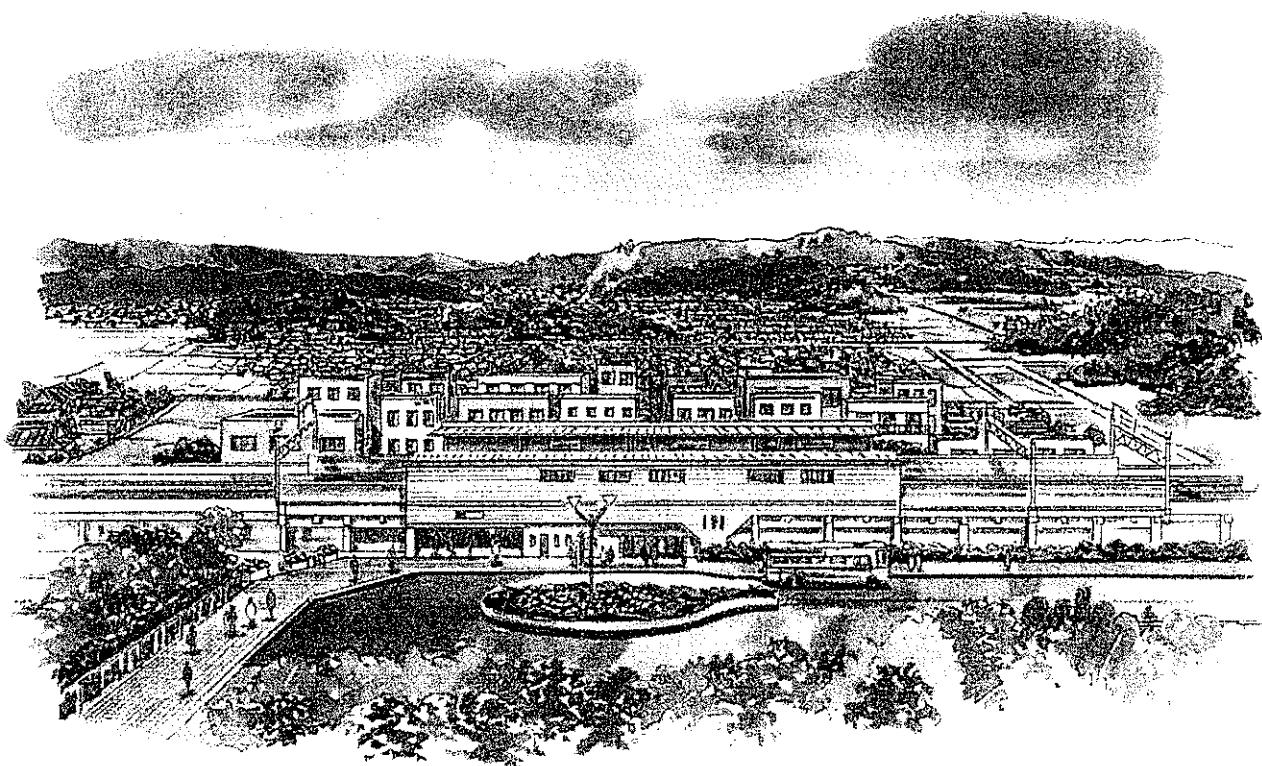
豊かな自然を背景とした歴史的なまちなみの保全と
計画的市街地の形成を図る

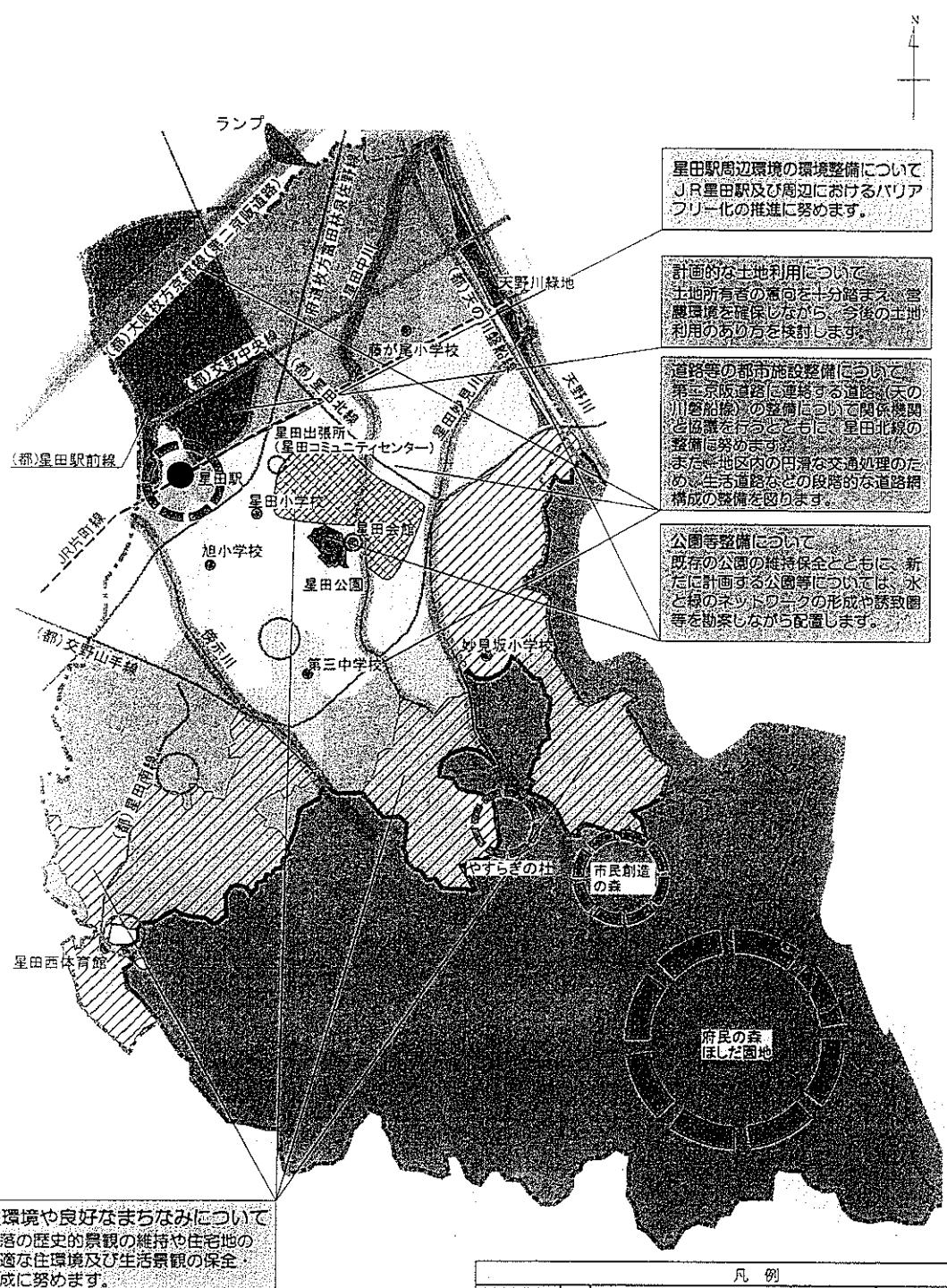


集落や都市林など、市街地の中の「交野らしさ」を大切にするまちづくりを進めます。また、地域北部の第二京阪道路沿道においては、営農環境に配慮した、計画的な市街地形成を図り、市の西部地域の拠点としてのまちづくりを進めます。

<地域の資源>

星田妙見宮（小松神社）、星田神社、旭遺跡、星田駅北遺跡、坊領遺跡、新宮山、星の森、府民の森ほしだ園地（星のブランコ）





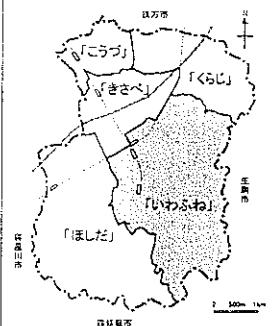
0 100m 500m 1,000m

凡例		
低層住宅地	■	主要な道路
低層・中層住宅地	■■■■■	主たる公園、緑地
歴史的まちなみ	○	主たる水辺の緑空間
地区計画区域	△	山地部における 緑の拠点
地区計画検討区域	△△	
商業・業務系ゾーン	■■■■■	主要な河川、緑道
工業・流通業務系ゾーン	△△△△△	
田園・活力にぎわい創造ゾーン	△△△△△	市域の拠点
田園共生ゾーン	○○○○○	地域の拠点・避難所等
自然保全ゾーン	●●●●●	

ほしだ地域のまちづくり構想図

いわふね地域

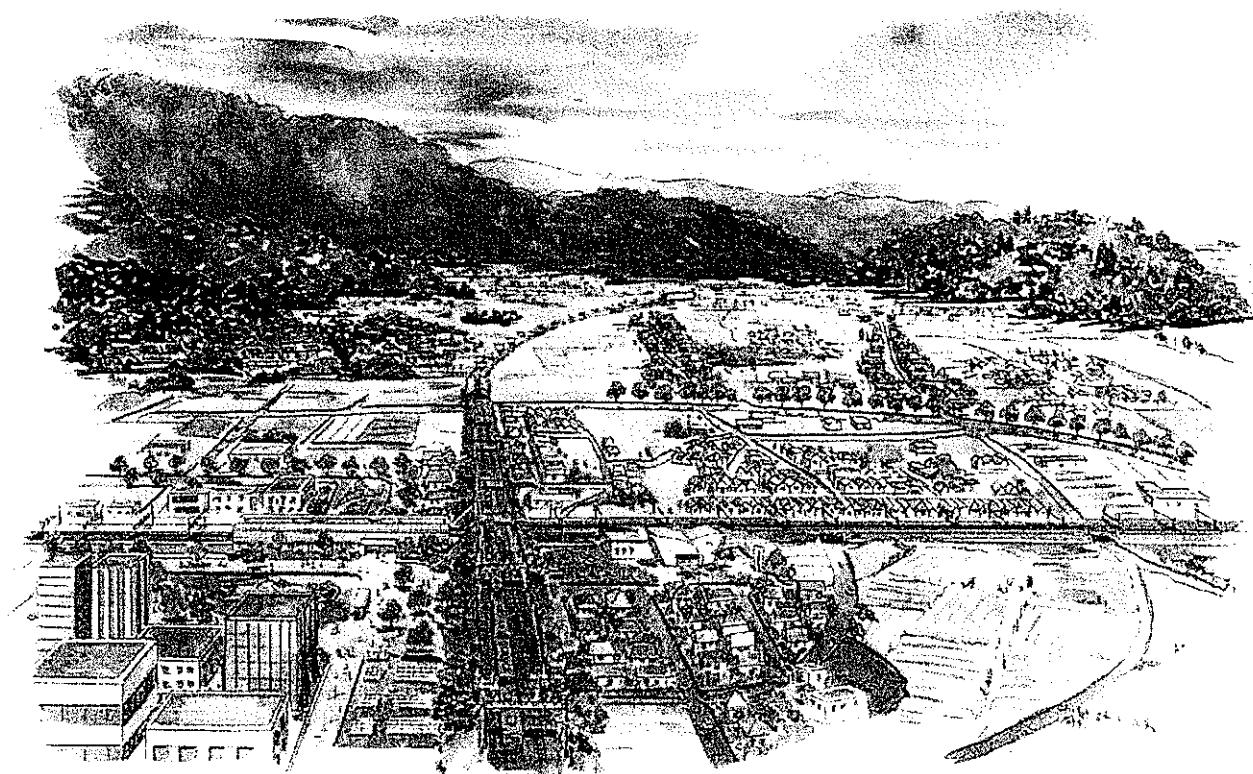
市民の財産である山地の保全と、
魅力ある都市環境の形成を図る



恵まれた自然を大切に保全しながら、豊かな自然環境と都市的機能を身近に兼ね備えた魅力あるまちづくりを進めます。

<地域の資源>

国宝薬師如来坐像（獅子窟寺）、重要文化財阿弥陀如来立像（八葉蓮華寺）、重要文化財山添家、磐船神社、天田の宮神社、若宮神社、住吉神社、菅原神社、川東神社、古仏像収納庫（千手寺）、南山弥生時代住居遺跡、森古墳群、寺古墳群、寺南野古墳群、王の墓（獅子窟寺）、条里制跡（一条通り、条里田など）



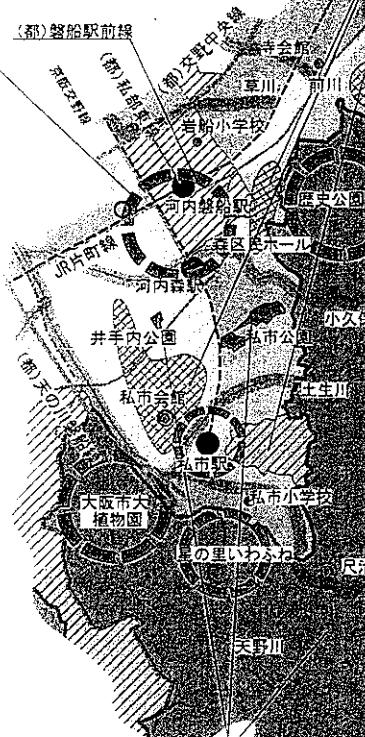
駅周辺整備について

区画整理事業が完了した河内磐船駅北地区は、快適な都市環境の形成に努めます。

また、保健福祉総合センターへの最寄り駅となるため、駅周辺のバリアフリー化整備に努めます。

住環境や良好なまちなみについて

集落の歴史的景観の維持や住宅地の快適な住環境及び生活景観の保全・形成に努めます。



緑、公園等の整備について

山地部における緑の広域交流拠点の特性や環境の維持・保全に努めるとともに、山地・山麓部における環境保全・景観の維持に努めます。

また、地区内に計画されている公園の整備促進に努めます。

新ごみ処理施設について
新ごみ処理施設の整備を図ります。

道路等都市施設整備について

生活道路は緊急度などを勘案しながら、段階的に整備を図ります。

凡例		
住宅系ゾーン	低層住宅地 低層・中層住宅地 歴史的まちなみ 地区計画区域 地区計画検討区域 商業・業務系ゾーン 工業・流通業務系ゾーン 田園共生ゾーン 自然保全ゾーン	主要な道路 主たる公園、緑地 主たる水辺の緑空間 山地部における 緑の拠点 主要な河川、緑道 市域の拠点 地域の拠点・避難所等

0 100m 500m 1,000m

いわふね地域のまちづくり構想図

交野市産業振興基本計画

～つながって、強くなる～

交野市
平成26年3月

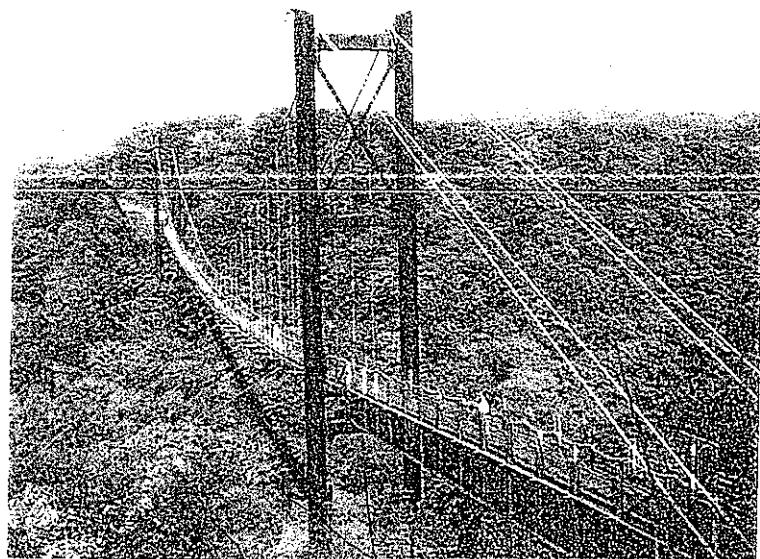
5 観光

本市は、府民の森ほしだ園地、府民の森くろんど園地、大阪市立大学理学部附属植物園、交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター等の自然に親しむ施設や、国宝である獅子窟寺の「木造薬師如来坐像」、国指定重要文化財である八葉蓮華寺の「木造阿弥陀如来立像」や北田家住宅等の歴史文化財が、地域に点在しております。

これらの施設等の利用者数は、平成23年で約66万人となっており、平成18年と比較すると約4万人の増加(増減率:6.5%)となっています。このうち、平成23年の府民の森ほしだ園地と府民の森くろんど園地の利用者数は、約53万人(構成比:79.6%)となっており、本市の豊かな自然環境を求めて、多くの観光客が訪れていることがわかります。

また、本市には、古来より七夕文化が継承されており、本市の中央を流れる天野川、それに架かる蓬莱橋、織姫を祀る神社等、七夕に関する地域資源が多く点在しています。また、7月から8月には、市内各所で七夕にまつわる行事が開催されています。

(資料：平成18年、平成23年大阪府観光統計調査基礎資料)



府民の森ほしだ園地 星のブランコ(大吊り橋)



獅子窟寺の国宝「木造薬師如来坐像」

2 施策体系

“つながって、強くなる”交野の産業を創出するため、以下の施策体系にある各基本テーマに掲げる個別の取組を進めます。

基本テーマ	施 策	目 標
I つながって、 「育む」 新しい交野の産業	1 人材育成の促進	① 次世代のリーダーを育てよう！ ② 学べる機会をつくろう！
		① 交野で取引しよう！ ② 交野で「もの」を買おう！ ③ 交野の「もの」を使おう！
	2 地域内の消費活動の促進	① 働きたい気持ちに応えよう！
		① 組織強化、効率化を図ろう！ ② 組織間の交流をしよう！
		① 交野ブランドをつくろう！ ② 売る場を整えよう！
	3 雇用・労働の安定	① 地産地消を広げよう！ ② オンリーワンの商品をつくろう！
		① 交野の「もの」を見る化※2しよう！ ② 交野の「もの」を発信しよう！ ① 交野の「まち」を発信しよう！ ② 織姫の里として営業しよう！
	4 商品開発の促進	① 織姫の里を使おう！ ② 観光客を呼び込もう！ ① 顔が見える産業を広げよう！ ② 交野の産業と繋ごう！
II つながって、 「生み出す」 新しい交野の産業	1 情報発信の多様化	
	2 情報発信活動の促進	
III つながって、 「伝える」 新しい交野の産業	1 交流人口※1の確保	
	2 産業の賑わいづくり	
IV つながって、 「賑わう」 新しい交野の産業	1 交流人口※1の確保	

※1 交流人口：市外からの訪問者やインターネット等の情報媒体を通した訪問者

※2 見える化：誰もが気軽に情報として得ることができる状態に保つこと

基本テーマIV つながって、「賑わう」新しい交野の産業

施策1 交流人口の確保

交野に多くの人を呼び込むためには、自然環境、七夕文化、産業等の地域資源を観光資源として磨き光らせることが重要です。1つ1つのポテンシャルは小さいながらも、地域資源をネットワークを構築し、新たな価値を生み出すことで、魅力的な観光資源となり、それらを求めて交野を訪れる人の増加が期待されます。

また、交野を訪れた人が交野のまちに愛着を感じ、リピーターとなることで、「交野に住みたい」と思う人が増え、その結果、定住人口が増えることが期待されます。

そのため、本施策では、経済団体、市民活動団体、地域、市等が連携して、自然環境、七夕文化、産業等の地域資源を最大限に活用した体験型観光の構築や、「織姫が住む七夕のふるさと」を生かしたまちの賑わいづくりを進めます。

商 観	① 織姫の里を使おう！	取組時期		
		H26	H30	H35
重点取組	広域連携によるゆるキャライベントの開催 人と人、人と「もの」との交流機会を創出するため、広域連携によるゆるキャラと特産品を集めたご当地 PR イベントを開催し、交流人口の増加による賑わいの創出や外貨獲得を目指します。			
	主な取組主体 市民、経済団体、市	ターゲット 市外の人		
他の取組	七夕の出会いイベント、七夕のふるさと振興事業等			
“かたのサイズ”	32 遠くから多くの人が訪ねてきて、出会いや交流がある 43 一年を通じてイベントがあり、それがつながりあって面白い			



ゆるキャライベント



七夕の出会いイベント

商 農 觀	② 観光客を呼び込もう！	取組時期		
		H26	H30	H35
重点取組	体験型観光プログラムの構築 交野の地域資源である自然環境、七夕文化、産業等を活用した体験型観光の仕組みを構築し、バスツアー等の誘致による観光集客を目指します。			
	主な取組主体 事業者、経済団体、市	ターゲット 市外の人		
	地域資源の観光資源化 自然環境、歴史文化財、古い街並み等の地域資源は、市内各地に点在します。それらの資源を磨きあげ、ネットワークを構築することによって、価値ある観光資源を確立し、観光集客による外貨獲得を目指します。			
	主な取組主体 経済団体、市	ターゲット 市外の人		
	観光農園の拡大化の推進(パーク化) 交野には四季を通じて、多様な農産物、とりわけ、ぶどう、いちご等の果物が生産されます。この強みを生かし、品質の向上や受入れ、供給体制の仕組みを構築・拡大化することで、より一層の集客を目指します。			
	主な取組主体 事業者、経済団体、市	ターゲット 市民、市外の人		
	農とのふれあい機会の提供、市民参加による農地の保全、観光客が訪れる商店街づくり、七夕の出会いイベント(再掲)、外国人観光の対応の仕組みづくり、交野百選※1事業、観光ホスピタリティの醸成(再掲)等			
	32 遠くから多くの人が訪ねてきて、出会いや交流がある 41 まち中に、心地よいおもてなしのしつらえや雰囲気がある 43 一年を通じてイベントがあり、それがつながりあって面白い 53 農とふれあう機会があり、農業が身近に感じられる 71 いろんな人が知恵を出し合って、新しいことが生まれる 72 いろんな人や事業、活動がまちの魅力向上に一役買っている 73 事業をしている人同士が連携し、事業活動を活性化している			

※1 百選：テーマに沿った事柄を 100 個集めたもの

基本テーマIV つながって、「賑わう」新しい交野の産業

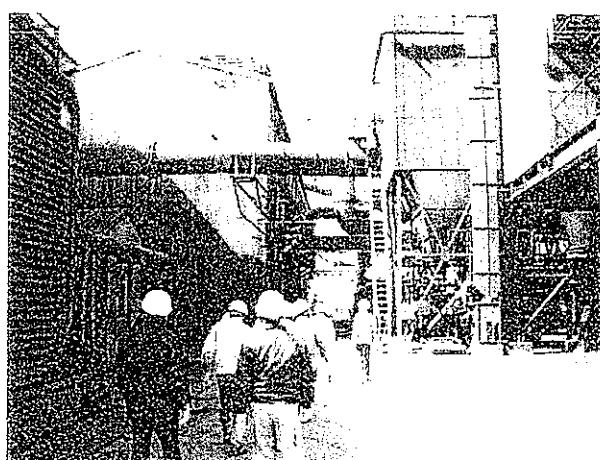
施策2 産業の賑わいづくり

地域産業、とりわけ、ものづくり企業は、地域の身近な雇用機会を提供する最大の産業ですが、主たる事業所は工場であるため、市民との直接的な関わりが少なく、相互理解が十分に図れていない状況にあります。

また、商店街は、量販店よりも個々の店舗の敷居が高いというイメージが消費者の意識としてあるため、商店街の消費者離れが起こっていると考えられます。

そのため、本施策では、経済団体と市が連携して、市民と事業者が交流する機会を創出し、市民と事業者の顔が見える関係を構築することで、地域産業への市民の理解を深め、経営環境の悪化の未然防止に取り組みます。

商 工 農	① 顔が見える産業を広げよう！	取組時期
重点取組	産業のミュージアム化	H26 H30 H35
	地域産業、とりわけ、ものづくり企業と市民との交流機会を図るため、工場見学会等の開催を進め、市民の地域産業への理解を深めます。	→
重点取組	主な取組主体	ターゲット
	事業者、経済団体	市民
重点取組	産業活動と市民活動の交流促進	
	事業者や経済団体は、地域の一員として、積極的に地域活動への参加・支援を行い、日頃から顔が見える関係づくりを進めます。	→
重点取組	主な取組主体	ターゲット
	事業者、経済団体	市民
“かたのサイズ”	71 いろんな人が知恵を出し合って、新しいことが生まれる 72 いろんな人や事業、活動がまちの魅力向上に一役買っている 73 事業をしている人同士が連携し、事業活動を活性化している 74 暮らしに関する取り組みがビジネスを生み出している	

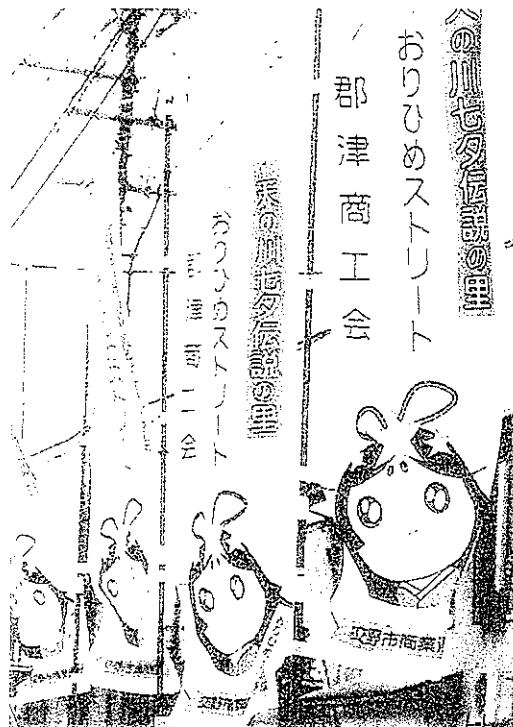


工場見学会

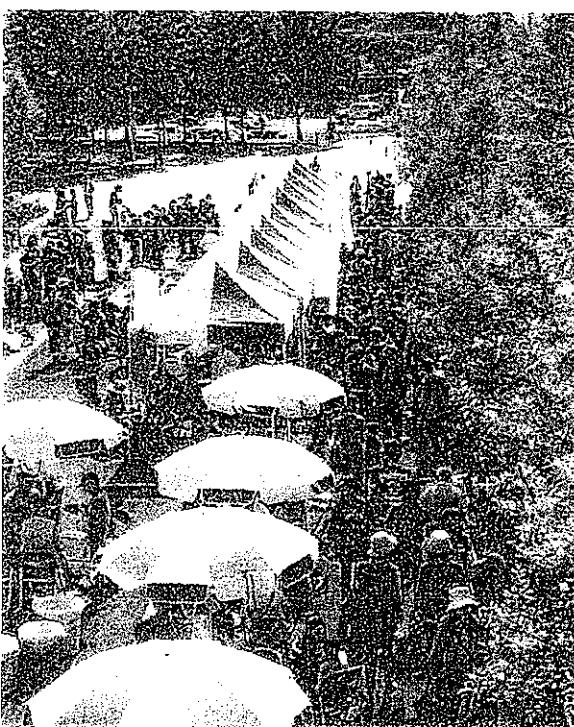


ものづくり体験

商 観	② 交野の産業と繋ごう！	取組時期		
		H26	H30	H35
重点取組	商店街の七夕ストリート化			
	商店街を「七夕ストリート」として構築し、「七夕のふるさと」を盛り上げることにより、商店街の賑わいづくりから、消費活動へと波及させる取組を進めます。特に、7月から8月は、市内各所で開催される七夕まつりと連動して取組を進めます。			→
	主な取組主体	ターゲット		
	事業者、経済団体、市	市民、市外の人		
他の取組	グルメまつりの充実、物産市の展開、商業活性化推進事業、産業活性化推進事業等			
“かたのサイズ”	32 遠くから多くの人が訪ねてきて、出会いや交流がある 41 まち中に、心地よいおもてなしのしつらえや雰囲気がある 71 いろんな人が知恵を出し合って、新しいことが生まれている 73 事業をしている人同士が連携し、事業活動を活性化している			



商店街の賑わいづくり



物産市(交野いきいきマルシェおりひめの駅)

交野市地域防災計画

交野市防災会議

【災害予防対策編】

第3 文化財

実施担当	教育委員会、消防本部
------	------------

市は、市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

1. 文化財管理体制の確立

市及び関係機関は、常に文化財の現状を把握し、弛緩、損傷・磨耗等を発見したときは、速やかに届出を受け改修するよう指示する。

2. 災害予防体制の確立

市は、文化財の災害予防対策を推進する。

- (1) 市民に対する文化財防災意識の普及と啓発
- (2) 所有者等に対する防災意識の徹底
- (3) 火災に備えた、消防用設備等の整備の推進
- (4) 初期消火体制と自衛消防隊の組織化その訓練の徹底
- (5) 地域住民、防災関係機関との連携
- (6) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進

3. 指定文化財（抜粋）

(1) 仏像

指定区分	仏像名	所在地	寺院名
国宝	薬師如来坐像	大字私市2387番	普見山獅子窟寺
国指定重要文化財	阿弥陀如来立像	大字傍示111番	八葉蓮華寺
市指定文化財	薬師如来立像	星田1丁目21番12号	薬師寺
	十一面觀音立像	星田2丁目6番7号	星田寺
	千体仏	星田1丁目21番12号	薬師寺
	聖観音立像	私市3丁目14番1号	廢千手寺
	如意輪觀音坐像	私市3丁目14番1号	廢千手寺

(2) 建物

指定区分	建物名	所在地	備考
国指定重要文化財	北田家住宅	私部1丁目	
	山添家住宅	寺2丁目	

(3) 史跡

指定区分	史跡名	所在地	備考
府指定	交野東車塚古墳	寺南野	府立交野高校内

交野市業務継続計画 (交野市 BCP)

令和 2 年 3 月改訂

交　野　市

⑧教育委員会(教育委員会事務局・健やか部)

フェーズ	業務開始 目標時間	主な業務項目
フェーズ1	災害発生から 発災後 3時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ○初動事務(表-4のとおり)、体制の確立 ○所管施設の利用者の安全確認 ○部内職員の安否確認と収集状況の把握、報告(本部指揮部へ) ○部内及び関係機関からの情報収集及び連絡調整 ○被災児童・生徒の被害調査、実態の把握 ○ライフラインの状況確認(低圧・中圧ガス・受水槽のタンク・ガスコーポレーション)
フェーズ2	発災後 24時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況の把握、報告及び二次被害防止対策の実施 ○学校施設の被害調査、応急対策 ○文化財の被害調査、応急対策 ○幼保施設の被害調査、応急対策 ○社会教育施設の被害調査、応急対策 ○給食施設の被害状況の確認(ボイラー室・2階屋上・煮炊き調理室・調理実習室等)、応急対策 ○炊き出し用の物資の確認 ○食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等への供給
フェーズ3	発災後 72時間まで	<ul style="list-style-type: none"> ○応急教育等の実施 ○緊急保育対策 ○代替応急教育施設の確保 ○通学路の安全点検
フェーズ4	発災後 1週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ○被災教職員等の援助
フェーズ5	発災後 2週間まで	<ul style="list-style-type: none"> ○学用品等の調達及び支給
フェーズ6	発災後 1ヶ月まで	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員等の公務災害補償等 ○就学援助費の支給、保育料減免措置

部	班	担当部・課	業務分掌
医療救護部	医療救護班	健やか部 (健康増進課) (子育て支援課) (機能支援センター)	1. 医療助産活動に関する事 2. 大阪府四條畷保健所、交野市医師会及び医療関係機関との連絡調整に関する事 3. 医薬品、医療資器材等の調達、救護所等への供給に関する事 4. 防疫(検病等)・保健衛生に関する事
福祉部	福祉班	福祉部 (福祉総務課) (生活福祉課) (障がい福祉課) (高齢介護課)	1. 避難行動要支援者の安否確認、避難支援、福祉サービスに関する事 2. 遺体の安置等に関する事 3. 義援金の受付に関する事 4. 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事
環境部	環境班	環境部 (環境衛生課) (環境総務課) (環境事業課) (乙辺浄化センター)	1. し尿及びごみの収集処理に関する事 2. し尿汲み取り業者及びごみ収集業者への協力要請並びに指導監督に関する事 3. し尿処理施設の被害調査、応急対策に関する事 4. 災害廃棄物等の処理に関する事 5. 動物の保護等に関する事 6. 防疫(消毒、鼠・昆虫の駆除等)に関する事 7. 行方不明者の捜索に関する事 8. 山地災害危険地区の把握に関する事
住宅対策部	住宅対策班	都市計画部 (都市計画課) (開発調整課) (第二京阪道路沿道まちづくり推進室) (営繕課)	1. 宅地の防災パトロールに関する事 2. 既存住宅地及び家屋の被害調査、応急対策に関する事 3. 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 4. 応急仮設住宅等に関する事 5. 市営住宅の被害調査、応急対策に関する事
応急対策部	応急対策班	都市整備部 (道路河川課) (緑地公園課) (下水道課) (農政課) (特定事業推進室)	1. 水防活動に関する事 2. 災害危険個所のパトロールに関する事 3. 道路・橋梁等の被害調査、応急対策に関する事 4. 公園施設及び街路樹の被害調査、応急対策に関する事 5. 道路の交通規制に関する事 6. 道路上のがれき除去に関する事 7. 河川・水路の被害調査、応急対策に関する事 8. 下水道施設の被害調査、応急対策に関する事 9. ため池の被害調査、応急対策に関する事 10. 農地、農作物等の応急対策に関する事
教育委員会	施設班	教育委員会事務局 健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	1. 学校施設の被害調査、応急対策に関する事 2. 文化財の被害調査、応急対策に関する事 3. 幼保施設の被害調査、応急対策に関する事 4. 社会施設の被害調査、応急対策に関する事
	就学班		1. 応急教育(幼児・児童・生徒)に関する事 2. 被災幼児・児童・生徒の調査、学用品の調達及び支給に関する事 3. 応急教育施設の確保に関する事
	給食班		1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等への供給に関する事 2. 給食施設の被害調査、応急対策に関する事

教育委員会(災害応急対策業務)

担当班	業務名(事務分掌)	業務開始目標時間					
		フ エ ズ1	フ エ ズ2	フ エ ズ3	フ エ ズ4	フ エ ズ5	フ エ ズ6
施設班	1. 学校施設の被害調査、応急対策に関すること						
	学校施設の被害調査、応急対策		■				
	通学路の安全点検			■			
	2. 文化財の被害調査、応急対策に関すること						
	文化財の被害調査、応急対策		■				
	3. 幼保施設の被害調査、応急対策に関すること						
	幼保施設の被害調査、応急対策		■				
	4. 社会教育施設の被害調査、応急対策に関すること						
	社会教育施設の被害調査、応急対策		■				
	1. 応急教育(幼児・児童・生徒)に関すること						
就学班	被災教職員等の援助				■		
	教職員等の公務災害補償等			■			■
	応急教育等の実施			■			
	緊急保育対策		■				
	就学援助費の支給、保育料減免措置			■			■
	2. 被災幼児・児童・生徒の調査、学用品の調達及び支給に関すること						
	被災幼児・児童・生徒の被害調査、実態の把握	■					
	学用品等の調達及び支給					■	
	3. 応急教育施設の確保に関すること						
	代替応急教育施設の確保			■			
給食班	1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等への供給に関すること						
	炊き出し用の確認物資納入状況の確認		■				
	2. 給食施設の被害調査、応急対策に関すること						
	ライフラインの確認状況(低圧・中圧ガス・受水槽のタンク・ガスコーポレーション)	■					
	施設の被害状況の確認(ボイラー室・2階屋上・煮炊き調理室・調理実習室等)		■	■			

生涯学習推進部(継続通常業務)

担当課	業務名(事務分掌)	業務開始目標時間						休止業務
		フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5	フェーズ6	
社会教育課	1. 生涯学習の企画立案及び施策の推進の総合調整に関すること。							
	2. 社会教育事業の受託及び委託に関すること。							
	3. 社会教育の調査分析、統計に関すること。							
	4. 成人教育に関すること。							
	5. 文化団体、体育・スポーツ団体の育成、支援に関すること。							
	6. 文化、体育・スポーツの振興及び育成、研究に関すること。							
	7. 社会教育の企画立案及び指導助言に関すること。							
	8. 青年の家に関すること。							
	9. いわふね自然の森スポーツ・文化センターに関すること。							
	10. 教育文化会館に関すること。							
	11. 総合体育施設に関すること。							
	12. 星田西体育施設に関すること。							
	13. 私部公園及び倉治公園の管理に関するこ							
	と。							
	14. 体育・スポーツ施設の整備計画及び管理に関すること。							
	15. 体育・スポーツの調査及び資料収集に関すること。							
	16. 学校体育施設開放事業及び使用料金の収納に関すること。							
	17. スポーツ推進委員に関すること。							
	18. 大阪府・北河内スポーツ少年団に関するこ							
	と。							
	19. その他文化、スポーツ・体育に関するこ							
	と。							
	20. 文化財保護に関するこ							
	と。							
	21. 埋蔵文化財に関するこ							
	と。							
	22. 伝統文化、有形、無形文化財の調査及び継承に関するこ							
	と。							
	23. 交野の自然と歴史の調査に関するこ							
	と。							
	24. 市史編纂及び発行に関するこ							
	と。							
	25. 埋蔵文化財の発掘調査事務の受託に関するこ							
	と。							

資料 4-1 交野市内指定文化財一覧

交野市

指定	分野	種別	種別2	番号	ふりがな	名称	員数	所有者	文化財所在地 (管理者)	指定 年月日	備 考
国	国宝	美術工芸品	彫刻		もくぞうやくしにょらいさそう	木造 薬師如来坐像	1	獅子庵寺	交野市私市	S43.3.16	
国	重文	建造物	建築物	1734	やまそえけじゅうたく	山添家住宅	1	個人	交野市寺	S44.6.20	江戸 宝永2年 「板札」
国	重文	建造物	建築物	2081	きただけじゅうたく	北田家住宅	4	個人	交野市私部	S54.2.3	江戸中期
国	重文	美術工芸品	彫刻		もくぞうあみだにょらいりゅうそう	木造 阿弥陀如来立像	1	八葉蓮華寺	交野市佛示	S60.6.6	追加指定 (曾忠故免額阿 弥陀経等一巻及 びア(梵字)阿弥陀 仏冠書状等三通 一枚、紙面如來名 等一巻) S60.6.6
国	登録	建造物	建築物	27-206～ 211	やまとけじゅうたく	山野家住宅 主屋 長屋門 酒蔵一 酒蔵四 蔵 土塀	6	個人	交野市私部	H15.1.31	江戸末/大正末移
国	登録	建造物	建築物	27-447	かたのしりつ きょういくぶんかいかん 四	交野市立教育文化会館 (旧交野無尽金融株式会社本社 四)	1	交野市	交野市倉治	H19.12.5	昭和4年
国	登録	建造物	工作物	27-212	あまのかわさ	天野川砂防堰堤	1	大阪府	交野市私市	H15.1.31	明治30年頃
国	登録	建造物	工作物	27-213	しゃくじくわ さぼうえんて い	尻治川砂防堰堤	1	大阪府	交野市私市	H15.1.31	明治後期
国	登録	建造物	工作物	27-214	しゃくじくわ とこがためこ う	尻治川床固工	1	大阪府	交野市私市	H15.1.31	明治後期
府	府重要	美術工芸品	彫刻	3	かわちぎさい ちうそばかせ きそうじうそ ばざつりう そう	河内私市惣墓 石造 地蔵菩薩立 像	1	私市区	交野市私市惣墓	S34.9.25	鎌倉 弘安4年銘
府	府有形	美術工芸品	考古	37	かたのひかし くらまづかこ ふんしゅつど ひん	交野東車塚古墳出土品	1	交野市	交野市私部	H6.12.12	
府	府史跡	記念物	史跡	45	かたのひかし くらまづかこ ふん	交野東車塚古墳		大阪府	交野市寺南野	H3.3.29	
府	府史跡	記念物	名勝	8	いわふねぎょ う	磐船峠		国ほか	交野市私市	H30.3.23	
市	市有形	美術工芸品	彫刻	1	もくぞうやく しにょらい りゅうそう	木造 薬師如来立像	1	薬師寺保存 会	交野市星田	H2.6.1	室町
市	市有形	美術工芸品	彫刻	2	もくぞうじゅ ういちめんか んのんりゅう そう	木造 十一面觀音立像	1	星田寺	交野市星田	H2.6.1	平安後期
市	市有形	美術工芸品	彫刻	3	もくぞうせん たいぶつ	木造 千体仏 薬師如来立像(472体) 地蔵菩薩坐像(192体) 地蔵菩薩立像(56体) 菩薩形立像(2体)	671	薬師寺	交野市星田	H2.6.1	室町
市	市有形	美術工芸品	彫刻	4	もくぞうしょ うかんのん りゅうそう	木造 聖觀音立像	1	私市区長	交野市私市	H4.8.1	平安後期
市	市有形	美術工芸品	彫刻	5	もくぞうにょ いりんくんの んさそう	木造 意如意輪觀音坐像	1	私市区長	交野市私市	H4.8.1	室町
市	市有形	美術工芸品	彫刻	6	(はい)(くら か)(げんじか ん)(いせきふ づくん	魔君蒼開元寺関係石仏群 石造弥勒佛坐像 摩崖三尊像 石造阿弥陀如來立像 深崖阿弥陀三尊像 石造二尊立像	6	倉治区	交野市倉治	H14.9.1	室町
市	市有形	美術工芸品	彫刻	11	もくぞうあみ だにょらい りゅうそう	木造 阿弥陀如來立像	1	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H19.11.1	南北朝
市	市有形	美術工芸品	書跡等	9	(ほし)(むらち づめ)(ちう)	星田村地誌帳	1	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H18.9.1	江戸 延宝5
市	市有形	美術工芸品	書跡等	10	(ほし)(むらえ ず)	星田村松園 元禄十年星田村松園 天保十四年星田村松園 星田村大松園	3	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H18.9.1	
市	市有形	美術工芸品	考古	7	しきくしつ しゃくとほん もんじうみょ うしこんこ くめいかしつ どき	狮子庵寺出土梵文光明真言刻銘 瓦質土器	1	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H12.4.1	鎌倉
市	市有形	美術工芸品	考古	8	くうじこぶん くんしゅつど ひん	倉治古墳群出土品	1	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H12.4.1	
市	市有形	美術工芸品	考古	13	はいいにくら か(い)げんじ しおとかけ ほとけ	麻岩倉開元寺出土惡佛 銅造千手觀音坐像 銅造独算坐像	2	交野市	交野市倉治 (教育文化会館)	H19.11.1	鎌倉
市	市有形	美術工芸品	歴史	12	しほんちゅく じょくいわし みつけちまん くうはうじょ うええまき	紙本著色 石清水八幡宮放生会繪 卷	2	個人	交野市森南	H19.11.1	江戸中期
市	市有形	美術工芸品	歴史	14	(んぞえいじ のひ)(とくか かいえやす しおえいの ひ)	神祖宮趾之碑 (徳川家康宿宮之 碑)	1	個人	交野市星田	H22.9.1	江戸 文化3年
市	市史跡	記念物	史跡	15	きそーじょう あと	私部城跡	1	交野市土地 開発公社	交野市私部	H30.10.1	

交野市刊行物一覧	備考
交野市史 自然編(I・II合冊)	
交野市史 復刻編	
交野市史 民俗編	
交野市史 考古編	
交野市文化財分布地図(平成30年度改訂版)	
ジュニア文化財ガイドマップ	
交野の指定文化財	
ふるさと交野を歩く 山の巻	
ふるさと交野を歩く 里の巻	
ふるさと交野を歩く 神の巻	
ひろい話1	
ひろい話2	
ひろい話3	
星田歴史風土記	
交野市民具資料収蔵目録第1集	
交野市民具資料収蔵目録第2集 農耕用具 New!	
交野市民具資料収蔵目録第3集 養蚕・漁撈用具	
交野の石造文化財 I	
交野の石造文化財 II	
古墳時代の鉄製鍊・鍛冶再現実験記録	
北河内の古墳-前・中期古墳を中心に-(記録集)	
交野市の埴輪	
光通寺	
星田寺	
善通寺	
廃千手寺・廃蓮華寺	
須弥寺	
薬師寺	
加地家文書	
星田村地詰帳	
光林寺	
星田村庄屋文書	
明遍寺	
想善寺	
正行寺	
光明院	
善林寺	
松宝寺	
森村庄屋文書	
廃小松寺	
私市村役人文書	
無量光寺	
慈光寺	
中野家文書	
金澤家文書	
倉治村文書	
鎌田水論一件日記	
五畿内並近江大工杣木挽	
平成28年度交野市埋蔵文化財発掘調査概要	
平成30年度交野市埋蔵文化財発掘調査概要	
交野市文化財だより No.31	

年度	企画展他	講座・講演会他 市民=市民文化財講座 こども=こども体験講座 古文書=古文書講座	その他活動
平成6		・市民：近世古文書講座 ・市民：交野の社寺一史実と伝承 ・古文書：くずし字の基本	・東車塚古墳出土短甲の復元作業
平成7	・星の神々ー信仰と伝承	・古文書：大塩平八郎一件 ・市民：古墳時代	・指定文化財一般公開 ・南山遺跡現地説明会
平成8	・95/96発掘速報展	・古文書：平橋家大工組文書 ：大塩平八郎一件 ：八幡宮御遷宮割方之帳 ・市民：おりがみの文化史	・指定文化財一般公開
平成9	・古代交野と鉄	・古文書：須弥寺縁起 ：五機内井近江大工榎木挽 御朱印旧日記	・指定文化財一般公開 ・再現古代の鉄づくり たたら
平成10	・昔の教科書	・古文書：加地家文書 ・市民：中世史に見る女性と宗教	・指定文化財一般公開 ・森遺跡報告書説明会
平成11	・歴史みちひとすじ	・古文書：加地家文書「御定目」 ：加地家文書「介石記」 ・こども：土器づくりと古代米試食 ・市民：文化財を21世紀に伝える	・東車塚古墳現地説明会 ・東車塚古墳調査報告会 ・指定文化財一般公開
平成12	・写真で見るちょっと昔 のかたの	・古文書：星田庄村屋文書 ・こども：勾玉つくり ・市民：みんなで楽しむ考古学	・民具のへや一般公開 ・森遺跡現地説明会 ・指定文化財一般公開
平成13	・事業団展示室（東車塚古墳）	・古文書：星田庄村屋文書 ：中野家文書 ・こども：土器の実測とかぎの復元 ・市民：正倉院文書について	・民具のへや一般公開 ・重文点検パトロール ・指定文化財一般公開 ・文化財事業団 ホームページ開設 ・遺跡分布調査 ・鍋塚古墳調査説明会
平成14	・事業団展示室（東車塚古墳）	・古文書：江戸時代の刑法 ：大塩平八郎関連 ・こども：ひらがなのルーツ ・市民：石の考古学	・民具のへや一般公開 ・指定文化財一般公開 ・有池遺跡現地説明会 ・小学生展示室見学 と土器製作 ・はたおり教室

年度	企画展他	講座・講演会他 市民=市民文化財講座 こども=こども体験講座 古文書=古文書講座	その他活動
平成15	・文化財10年の歩み	・古文書：天筆如来について ・こども：交野の歴史 ・市民：もの作りを通して見る交野の歴史 ・老人大学：交野の遺跡（古墳） ：交野の古寺 ・講演会：交野の山の歴史	・民具のへや一般公開 ・指定文化財一般公開 ・はたおり教室 ・小学校古墳見学
平成16	・交野市歴史民俗資料展示室開設	・古文書：中野家文書 ・こども：機織り体験ベルト製作 ・市民：第二京阪道路の発掘調査でわかったこと ・府民ネット：渡来人の足跡をたどって	・指定文化財一般公開 ・はたおり教室 ・小学校古墳見学 ・小学生綿織り体験
平成17		・古文書：御殿跡御石碑御営諸記 ・こども：歴史体験講座ー資料館見学 ・市民：第二京阪道路の発掘調査でわかったこと	・はたおり教室 ・小学校古墳見学 ・小学生展示室見学 ・指定文化財一般公開
平成18	ロビー展：山根街道 ：星田地区 ：ふるさと交野を歩く 一神の巻	・古文書：江戸時代の触書 ・こども：おりがみ講座	・はたおり教室 ・小学校古墳見学 ・小学生資料室見学 ・指定文化財一般公開
平成19	・交野市の指定文化財	・古文書古文書：森村庄屋文書 ：八幡宮御遷宮割方之帳 ・こども：七夕おりがみ講座 ・市民：北河内の古墳 ・石仏ツアー	・はたおり教室 ・小学校古墳見学 ・小学生資料室見学 ・指定文化財一般公開
平成20	・レトロでモダンな近代建築 ・交野市の指定文化財展 ・郷土かるた原画展 ・おひなさま	・シリーズで学ぶ交野の歴史 ・こども：草木染めと布ぞうり ・古文書：鎌田水論一件日記 ・市民：近代建築散策と教育文化会館の活用に向けて ・歴史解説ボランティアと歩く	・指定文化財一般公開 ・はたおり教室 ・小学生資料室見学 ・文化財パトロール ・和わたプロジェクト
平成21	・発掘！発見！縁立つ道 ー第二京阪道路建設予定地の発掘成果ー ・はたおり教室作品展と和わたプロジェクト ・交野市の指定文化財展	・シンポ：発掘！発見！縁立つ道 ヤマト政権の生産基盤 を掘る！ ・こども：昔懐かしい遊び ・古文書：私市村千手寺関連 ・歴史解説ボランティアと歩く	・指定文化財一般公開 ・はたおり教室 ・小学生資料室見学 ・和わたプロジェクト ・文化財パトロール

年度	企画展他	講座・講演会他 市民=市民文化財講座 子ども=子ども体験講座 古文書=古文書講座	その他活動
平成22	<ul style="list-style-type: none"> ・おひなさま ・交野が原の須恵器展 ・伊勢型紙の世界 ・交野市の指定文化財展 ・ちょっとエコな道具たち ・交野市の指定文化財展 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡見学会「徳川家康と交野」 ・子ども：型紙作りとハンカチ染色 ・古文書：権現様由緒書 御殿跡御石碑御當諸記 ・市民：徳川家康と知恩院一公家文化 の受容を中心に ・歴史解説ボランティアと歩く ーかるたウォークー 	<ul style="list-style-type: none"> ・はたおり教室 ・小学生資料室見学 ・小学生体験学習 ・和わたプロジェクト ・文化財パトロール ・指定文化財一般公開 ・新市指定文化財現地 説明会
平成23	<ul style="list-style-type: none"> ・交野市の指定文化財展 ・星の伝説と信仰 ・ちょっとエコな民具たち ー紙のリサイクル展ー ・交野市の瓦 ・おひなさま ・はたおり教室10周年作品展 と和わたプロジェクト成果 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡探検ツアーと考古学教室 ・市民：私部城ーその歴史と構造 ・子ども：発掘体験 ：ダンボール機でコースター ・ミニ講座：渋紙でしおり 和綴じ本作り はまぐり雛 	<ul style="list-style-type: none"> ・はたおり教室 ・小学生資料室見学 ・小学生体験学習 ・和わたプロジェクト ・指定文化財一般公開 ・私部城現地説明会 ・文化財パトロール
平成24	<ul style="list-style-type: none"> ・交野市の指定文化財展 ・交野郷土史かるた原画展 ・ちょっと昔の米作り ・私部城跡調査速報展 ・おひなさま 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども：身近な草で布を染める ・市民：腰機の歴史 ・市民：天下再興の戦いと私部城 私部城跡見学とミニ講座 ・歴史解説ボランティアと歩く ー地名探訪ー 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生資料室見学 ・小学生体験学習 ・和わたプロジェクト ・指定文化財一般公開 ・文化財パトロール
平成25	<ul style="list-style-type: none"> ・交野市の指定文化財展 ・編むと織る ・私部城跡調査速報展 ・おひなさま 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポ：河内の堅城 私部城 ー国史跡を目指してー ・私部城跡見学とミニ講座 ・歴史解説ボランティアと歩く ー地名探訪ー ・子ども：コースターを編む ・ミニ講座：折形と水引 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生資料室見学 ・小学生体験学習 ・和わたプロジェクト ・指定文化財一般公開 ・文化財パトロール
平成26	<ul style="list-style-type: none"> ・スポット展：本のムシ ・倉治の履歴書ー金沢家 文書から見る歴史ー ・交野市の指定文化財展 ・スポット展：石清水八幡 宮放生会絵巻を読み解く 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども：組紐でストラップ ：拓本をとろう ・市民：社寺建築のみどころ ギャラリートーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生資料室見学 ・小学生体験学習 ・和わたプロジェクト ・指定文化財一般公開

年度	企画展他	講座・講演会他	その他活動
		市民=市民文化財講座 こども=こども体験講座 古文書=古文書講座	
平成27	<ul style="list-style-type: none"> ・交野市の指定文化財展 ・発掘調査速報展－交野山石切場跡・岩倉開元寺跡－ ・昔のくらし－養蚕用具を中心 に－ ・おひなさま 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民：百舌鳥・古市古墳群－大阪發 の世界遺産登録を目指して－ ・ギャラリートーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財一般公開 ・体験学習 ・出前授業 ・和わたプロジェクト
平成28	<ul style="list-style-type: none"> ・交野市の指定文化財展 ・交野の戦国時代 ・交野の鬼瓦 ・機織り教室作品展 ・スポット展：交野で読まれた 『暮らしの手帖』 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民：私部城と北河内の地域構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財一般公開 ・坊領遺跡現地説明会 ・体験学習 ・出前授業 ・和わたプロジェクト
平成29	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財展（前期） ・市指定文化財展（後期） ・後家が城とその記憶－歴史資 料からみる私部城と安見氏－ ・むかしのあそび ・スポット展：ご近所の遺跡 －私部南遺跡－ ・スポット展：享保雛 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民：信長上洛と私部城 ・歴史体験講座：古代のベルトを つくろう 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財一般公開 ・ノルディックで指定 文化財を歩く ・体験学習 ・出前授業
平成30	<ul style="list-style-type: none"> ・天野川左岸の古代遺跡 －坊領遺跡の調査から－ ・市指定文化財記念 「私部城とその周辺」 ・おひなさま ・機織り教室作品展「一絆一」 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民：いま、甦る！！私部城 	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書合宿調査 ・指定文化財一般公開 ・体験講座
平成31 令和元	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財展 ・古文書にみる倉治 ・安見一族と城 ・ちょっと昔の交野～明治・ 大正・昭和のキモノ～ ・スポット展：おひなさま 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民：安見一族と城 	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書合宿調査 ・指定文化財一般公開 ・星田北・駅北発掘調査 説明会

年度	実施日程	実施月	実施日	実施場所	実施担当者	実施内容	実施日程	実施月	実施日	実施場所	実施担当者	実施内容
2020 (令和2年)	審査会 ・協議会	6月	15日	第2回開催 「交野市史」「交野の文化財」等既存の出版物等により現在把握している交野市の文化財群をデータベース化し、その現況を調査	文化財審査委員会 ・委嘱 ・地域計画説明 ・協議会第1回開催 ・委嘱計画説明 ・地域計画説明	事前把握・現地調査	6月	15日	第3回開催 「交野の文化財」等既存の出版物等により現在把握している交野市の文化財群をデータベース化し、その現況を調査	文化財審査委員会 ・委嘱 ・地域計画説明 ・協議会第1回開催 ・委嘱計画説明 ・地域計画説明	事前把握・現地調査	
2021 (令和3年)	社会教育課 定例教育委員会 総合教育会議 議会 説明会等	6月	15日	地域計画協議会委員 ・承認	町並み・民俗文化財を調査しデータベース化し、報告書を作成する。	6月	15日	区長会説明 ・町並み・民俗調査	文化財審査委員会 ・計画策定について ・その他 ・協議会第5回開催 ・計画案について	協議会第6回開催 ・計画策定について ・答申について	協議会第6回開催 ・計画策定について ・答申について	
2022 (令和4年)	社会教育課 審査委員会 ・協議会 ・説明会等	6月	15日	協議会第2回開催 ・文化財群悉皆調査 ・計画骨子たたき説明会 について	協議会第3回開催 ・計画骨子案について ・計画案について	協議会第4回開催 ・計画案について	6月	15日	協議会・定例教育委員会・総合教育会議・議会資料等作成	文化財審査委員会 ・アドバイザリ会議 ・計画承認	協議会・定例教育委員会・総合教育会議・議会資料等作成	文化財審査委員会 ・アドバイザリ会議 ・計画承認
2021 (令和3年)	社会教育課 定例教育委員会 総合教育会議 議会 説明会等	6月	15日	市民アンケート調査実施に向けた準備 ・文化財群選定プロポーザル・契約 について	アンケート調査 ・計画骨子案について ・計画案について	計画骨子案について ・計画案について	6月	15日	第1回所管事務調査 ・パンフレット等の確認	計画案について ・計画案について	第2回所管事務調査 ・計画案について	計画案について ・計画案について
2022 (令和4年)	社会教育課 定例教育委員会 総合教育会議 議会 説明会等	6月	15日	審査委員会 ・協議会 説明会等	第3回所管事務調査 ・計画案について	計画案について ・計画案について	6月	15日	文化庁認定申請 ・文化庁認定申請	文化庁認定申請	文化庁認定申請	文化庁認定申請
											計画書配布	計画書配布
											計画書配布	計画書配布

○交野市文化財保護条例

昭和 58 年 7 月 27 日

条例第 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市内に所在する文化財のうち、国又は府の指定するものを除き、市にとつて重要なものを保存し、又はその活用を図り、もつて市民の教育文化の向上に資することを目的とする。

(文化財の定義)

第 2 条 この条例で「文化財」とは、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 2 条第 1 項に規定する有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物をいう。

(指定)

第 3 条 教育委員会は、市内に所在する文化財のうち、市にとつて特に文化的・歴史的価値が高いと認められるものを市の文化財(以下「指定文化財」という。)に指定又は認定(以下「指定等」という。)することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により指定等を行おうとするときは、あらかじめその所有者及び権原に基づく占有者又は保持者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 教育委員会は、第 1 項の規定による指定等を行う場合には、あらかじめ文化財保護委員の意見を聞くとともに、交野市文化財審査委員会の議を経るものとする。

(解除)

第 4 条 指定文化財が指定文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定等を解除することができる。

- 2 指定文化財が国又は府の文化財に指定されたときは、前条の指定等は解除されたものとする。

(管理義務)

第 5 条 所有者等は、この条例並びにこの条例に基づく規則及び教育委員会の指示に従い、指定文化財を管理しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市は、必要があると認めるときは、指定文化財の管理又は修理について所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(埋蔵文化財)

第7条 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において宅地の造成、土地の開こん等を行おうとする者は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 2 何人も土木建築等の工事その他の行為により、埋蔵文化財を発見したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出があつた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるとときは、教育委員会は、必要な指示をし、又は適切な措置を講ずることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

交野市文化財審査委員会委員名簿

(五十音順)

氏名	所属	
となみ けいしょう 礪 波 惠 昭	京都市立芸術大学美術学部教授	新規
なかい ひとし 中 井 均	滋賀県立大学人間文化学部教授	継続
はしてら ともこ 橋 寺 知 子	関西大学環境都市工学部准教授	継続
むらた みちひと 村 田 路 人	神戸女子大学文学部史学科教授	継続
わかばやし くにひこ 若 林 邦 彦	同志社大学歴史資料館教授	新規

その他その保存及び活用に関する権限につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡又は勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存在するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 本項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化行政官にその旨を報告しなければならない。

参考：全部改正の昭和二十九年五月法律第二〇四号「市町村制・山間町村・新設市町村に就る附則三」手本法律二〇二号第一項第一款改めて新設市町村二年以内法律九月三十日以前の解消の年七月法律四号第一項第一款改正（平成二年二月法律六二七号）由来八条第一項（平成二年五月法律六二五号）

東方伝統工芸の亂歴

第四百三十二条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に足るために起てる地方税については、法令の範囲内において、収益事情及び当該地方公共団体の財政状況を踏まえ取り、適切な配慮をするものとする。

参考：追跡（昭和二年五月法律六二五号）由来八条の四に就て「平成二年七月法律八二九号（平成二年五月法律六二五号）

当該申請の区域における文化財の保存及び活用を図るためには、当該市町村が講ずる措置の内容

当該市町村の区域内における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

（一）その他文部科学省で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聽会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方法規保護審議会（第四百三十二条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方法規保護審議会及び当該協議会）（第四百三十二条の五第一項において同じ。）の意見を聽かなければならぬ。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風貌の維持及び向上に関する法律（平成二年法律第四十号、第五条第一項に規定する歴史的風貌維持向上計画）を定められているときは、当該歴史的風貌維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化行政官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも該當するものであると認めたときは、その認定をするものとする。

（文化財保存活用人綱）

第四百三十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることがある。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用人綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとし、文化行政官及び関係市町村に送付しなければならない。

参考：追跡（昭和二年五月法律四号）

（文化的保存活用地域計画の認定）

第四百三十三条の三 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、单独又は共同して、文化財保存活用人綱が定められていることとし、当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第八百三十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化行政官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（一）当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針

参考：（四九）

当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められる。

（二）当該文化財の保存及び活用に実施されるべき事項

（三）文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らして適切なものであること。

6 文化行政官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省令を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化行政官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該認定に係る文化財保存活用地域計画を公示するものとされなければならない。

参考：（五〇）（四九）

（四九）認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更

第四百三十三条の四 例案第五項の認定を行なう市町村（以下この節及び第四百三十二条の六第一項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の全量（文部科学省令で定める総合的な変更を除く。）をしたときは、当該変更は、文化行政官の認定を受けなければならない。

2 認定文化財等の登録及び登録変更、新規登録又は削除等に関する事務

を除く。但し、(ア)の事務は市町村が行う。

・文化財の登録の手続:

第百八十二条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十一条の二の第五項の認定の前条第一項の認定を含む、第百八十三条の二第一項及び第二項において同じことを受けた文化財保存活用地
域計画に該当するものについては、その登録後からもの。以下この章及
び第百九十二条の二の規定において「認定文化財保存活用地域計画」
いうものの範囲内に限り、当該認定市町村の区域内に有する
文化財であつて第百二十九条第一項、第九十条第一項又は第四十
二条第一項の規定により登録されることが適切であると判断する
ものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科
学省人相に對して、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提
案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしてから
するときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聽かな
ければならない。

3 文部科学省令は、第一項の規定による提案が行われる場合にお
いて、当該提案に係る文化財について第百二十九条第一項、第九十条
二条第一項又は第四十一条第一項の規定による登録をしないこと

を定めたる旨の規則を定めなければならない。

認定市町村の教育委員会は、前項の規定に依り、

各の申請、手續の手続並に規則による。

・認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の提出:

第百八十三条の六 文化行政省は、認定市町村の教育委員会に対し、
認定文化財保存活用地域計画実施状況の実績の状況について報告を求めるこ
とができる。

本条の適用範囲を定める規則による。

・認定の取扱い:

第百八十三条の七 文化行政省は、認定文化財保存活用地域計画が
第百八十二条の二第五項各号のいずれかに適合しない場合は、認
めるべきは、その認定を取り消すことができる。

2 文化行政省は、前項の規定により認定を取り消すときは、認定が
されなく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通
知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の認定を取り消されたら、速やかに
その旨を公表するよう努めなければならない。

本条の適用範囲を定める規則による。

・市町村への助言等:

第百八十三条の八 郡道府県の教育委員会は、市町村に於ける文
化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円
滑かつ確実な実施に關し必要な助言をすることができる。

・決算、開示:

・決算、開示:

1 第百九十二条の二第一項の規定により、市町村の教育委員会が
行なった文化財保存活用支援事業

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体
その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるとときは、関係市町教育委員会に於ける
資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求める。者が
できる。

4 協議会において協議が講つた事項については、協議会の監督によ
り、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關する必要な事項は
協議会が定める。

本条の適用範囲を定める規則による。

・都道府県又は市の教育委員会が運営するもの:

第百八十四条 次に掲げる文化行政省の機関に属する市町の全部又
は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委
員会が行なうことができる。

一 第百十五条规定の事項(第百十六条规定の事項)のうち、

上二条第三項、第四項、第五項で適用する場合を除むべく、第一項を

及び第二項、第三項で適用する場合を除むべく、第一項を

第二項、第三項及び第四項で、各条第一項で適用する場合を

除むべく、第一項で適用する場合を除むべく、第一項を

第二項で適用する場合を除むべく、第一項を

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成
及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進さ
れるよう、期五年に堅密なる重複を防ぐながら協力しなければならぬ
い。

本条の適用範囲を定める規則による。

・協議会:

第百八十二条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、
文化財保存活用地域計画の作成及び実施に關する協議並びに認定
文化財保存活用地域計画の実施に關する連絡調整を行つたるの協議
会(以下この条において「協議会」という。)を開設することが
できる。

2 協議会は、次に掲げるものをもつて構成する。

一 当該市町村

当該市町村の区域をその区域に含む郡道府県

文化財保存法